

議案第95号 指定管理者の指定について
(港区立特別養護老人ホーム港南の郷等)

1 施設名称等

施設名称	所在地
港区立特別養護老人ホーム港南の郷	東京都港区港南三丁目3番23号
港区立高齢者在宅サービスセンター港南の郷	
港区立地域包括支援センター港南の郷	
港区立ケアハウス港南の郷	

2 事業者選定の経過

港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会で1事業者を選考した後、港区指定管理者選定委員会の審議を経て指定管理者候補者を決定しました。応募事業者は、2事業者でした。

(1) 港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会

	氏名	役職等
委員長	鳥羽 美香	文京学院大学 人間学部 教授
副委員長	荒川 正行 (令和8年3月31日まで)	港区保健福祉支援部長
	重富 敦 (令和8年4月1日から)	
委員	和氣 康太	明治学院大学 社会学部 教授
委員	柴崎 祐美	東京家政大学 人文学部 講師
委員	富井 友子	十文字学園女子大学 人間生活学部 准教授
委員	重富 敦 (令和8年3月31日まで)	港区保健福祉支援部保健福祉課長
	相川 留美子 (令和8年4月1日から)	
委員	清水 雅美	港区保健福祉支援部介護保険課長

(2) 選考委員会の開催状況

回 数	開催年月日	審議内容
第1回	令和8年2月5日(木)	公募要項(案)について 指定管理者候補者の選考基準(案)と選考方法(案)について
第2回	令和8年6月24日(水)	第一次審査通過事業者の決定について 第二次審査について(プレゼンテーションについて)
第3回	令和8年7月6日(月)	第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング) 第二次審査採点及び指定管理者候補者の選考について

(3) 港区指定管理者選定委員会

令和8年7月28日(火)に開催された令和8年度第4回港区指定管理者選定委員会にて、港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会で選考された事業者が、指定管理者候補者として選定されました。

3 選定された事業者

名 称	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部東京都済生会
代表者	支部長 中井 敬三
所在地	東京都港区三田一丁目4番17号

4 指定期間

令和9年4月1日から令和19年3月31日まで(10年)

5 選定の理由

- (1) 介護人材の確保及び育成について、資格取得支援や研修による技能取得支援を行う方針が示されていました。また、ICT活用やメンタルヘルス支援、ワークライフバランスへの配慮など、職員の働きやすい環境づくりに取り組んでいる点が評価できます。実際に離職率が低く推移していることや、平均勤続年数が12年であることから、人材確保及び定着の面で安定的な運営が期待できます。
- (2) DMAT(災害派遣医療チーム)及びDCAT(災害派遣福祉チーム)との合同訓練や連携実績に加え、関東地区の病院・福祉施設との訓練、災害時の派遣実績等が示

されている点が評価できます。また、全国規模の法人として災害発生時に他ブロックから人的支援を受けられる体制を有している点や、24時間の医療連携体制が確保されている点から、災害対応及び医療連携の面で実効性のある体制が整備されていることが評価できます。

- (3) 介護記録アプリ、見守りシステム、コミュニケーションロボット、移乗支援機器等のICT機器の活用について、具体的な提案が示されていました。また、機器の導入に当たっては、理学療法士と連携して選定し、腰痛の軽減や記録時間の短縮につなげていることに加え、DXと対人ケアとのバランスについても配慮されている点が評価できます。
- (4) 特別養護老人ホームにおいて、看取りケアフロー、月1回の看取りケアプランの作成、グリーフケアなど看取りケアに関する具体的な取組が記載されており、看取りに関する支援体制が明確に示されている点が評価できます。
- (5) 地域包括支援センターの運営において、芝浦港南地区における分譲型高層住宅の密集、旧来住宅型における高齢化、外国人住民の多さ、所得格差、訪問系サービス不足などの地域課題を的確に把握している点が評価できます。また、8050問題やヤングケアラーへの対応、グループホームとの連携など新たな地域課題への対応も示されており、地域特性を踏まえた事業展開が期待できます。

6 今後の予定

令和9年4月1日 指定管理者による管理運営の開始

港区立特別養護老人ホーム港南の郷等
指定管理者候補者選考委員会
報 告 書

令和8年7月6日

港区立特別養護老人ホーム港南の郷等
指定管理者候補者選考委員会

目 次

I	選考した指定管理者候補者について	2
II	選考経過について	4
III	選考対象者について	7
IV	選考結果について	7
V	最終選考結果について	10

はじめに

本報告書は、港区立特別養護老人ホーム港南の郷、港区立高齢者在宅サービスセンター港南の郷、港区立地域包括支援センター港南の郷及び港区立ケアハウス港南の郷の指定管理者候補者を選考するにあたり、「港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会」における審査の経過及び結果について報告するものです。

港区が定めた「港区指定管理者制度運用指針」では、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用することにより、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスの提供が可能となる施設については、積極的に指定管理者制度の導入を進めるとしています。

「港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会」は、このような視点を踏まえた上で、特別養護老人ホーム港南の郷等の設置目的を最大限に活かし、効率的・効果的に区民サービスを提供することができる候補者の選考を行いました。

審査にあたっては、常に厳正さと公正さを確保するとともに、委員会として委員の総意の下に結論を導き出すよう努めました。

港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者には、2事業者から応募があり、様々な提案を受けることができました。いずれの提案も現状の課題を的確に捉え、かつ、将来を見据えた大変優れた提案であったため、選考作業は困難を極めました。指定管理者を公募した目的が十分達成されたものと大変喜ばしく感じています。

応募いただいた事業者の皆様には深く感謝するとともに、選ばれた事業者には、港区立特別養護老人ホーム条例、港区立高齢者在宅サービスセンター条例、港区立地域包括支援センター条例及び港区立ケアハウス条例に定める目的の達成に向け、指定管理者として十二分に力を発揮されることを強く期待します。

令和8年7月6日

港区立特別養護老人ホーム港南の郷等
指定管理者候補者選考委員会
委員長 鳥 羽 美 香

I 選考した指定管理者候補者について

1 指定管理者候補者

名 称	社会福祉法人 恩賜財団済生会支部東京都済生会
代表者	支部長 中井 敬三
所在地	東京都港区三田一丁目4番17号

2 対象施設

施設の名称	所在地
港区立特別養護老人ホーム港南の郷 港区立高齢者在宅サービスセンター港南の郷 港区立地域包括支援センター港南の郷 港区立ケアハウス港南の郷	東京都港区港南三丁目3番23号

3 指定期間 令和9年4月1日から令和19年3月31日まで（10年）

4 選考の理由

- (1) 介護人材の確保及び育成について、資格取得支援や研修による技能取得支援を行う方針が示されていました。また、ICT活用やメンタルヘルス支援、ワークライフバランスへの配慮など、職員の働きやすい環境づくりに取り組んでいる点が評価できます。実際に離職率が低く推移していることや、平均勤続年数が12年であることから、人材確保及び定着の面で安定的な運営が期待できます。
- (2) DMA T（災害派遣医療チーム）及びDCAT（災害派遣福祉チーム）との合同訓練や連携実績に加え、関東地区の病院・福祉施設との訓練、災害時の派遣実績等が示されている点を評価できます。また、全国規模の法人として災害発生時に他ブロックから人的支援を受けられる体制を有している点や、24時間の医療連携体制が確保されている点から、災害対応及び医療連携の面で実効性のある体制が整備されていることが評価できます。
- (3) 介護記録アプリ、見守りシステム、コミュニケーションロボット、移乗支援機器等のICT機器の活用について、具体的に提案されていました。また、機器の導入に当たっては、理学療法士と連携して選定し、腰痛の軽減や記録時間の短縮につなげていることに加え、DXと対人ケアとのバランスについても配慮されている点が評価できます。
- (4) 特別養護老人ホームにおいては、看取りケアフロー、月1回の看取りケアプランの作成、グリーフケアなど看取りケアに関する具体的な取組が提案されており、看取りに関する支援体制が明確に示されている点が評価できます。
- (5) 地域包括支援センターにおいては、芝浦港南地区における分譲型高層住宅の密集、旧

来住宅型における高齢化、外国人住民の多さ、所得格差、訪問系サービス不足などの地域課題を的確に把握している点が評価できます。また、8050問題やヤングケアラーへの支援、グループホームとの連携など新たな地域課題への対応も示されており、地域特性を踏まえた事業展開が期待できます。

Ⅱ 選考経過について

1 選考の方法

(1) 第一次審査

応募法人から提出された申請書類及び計画書類について、財務関係書類、基本的事項の適格審査、計画書類に対する評価をもとに総合的な審査を行い、第一次審査通過者として2事業者を選考しました。

(2) 第二次審査

第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション及びヒアリングを行い、(第一次審査と第二次審査とを併せた)総合評価により指定管理者候補者を選考しました。

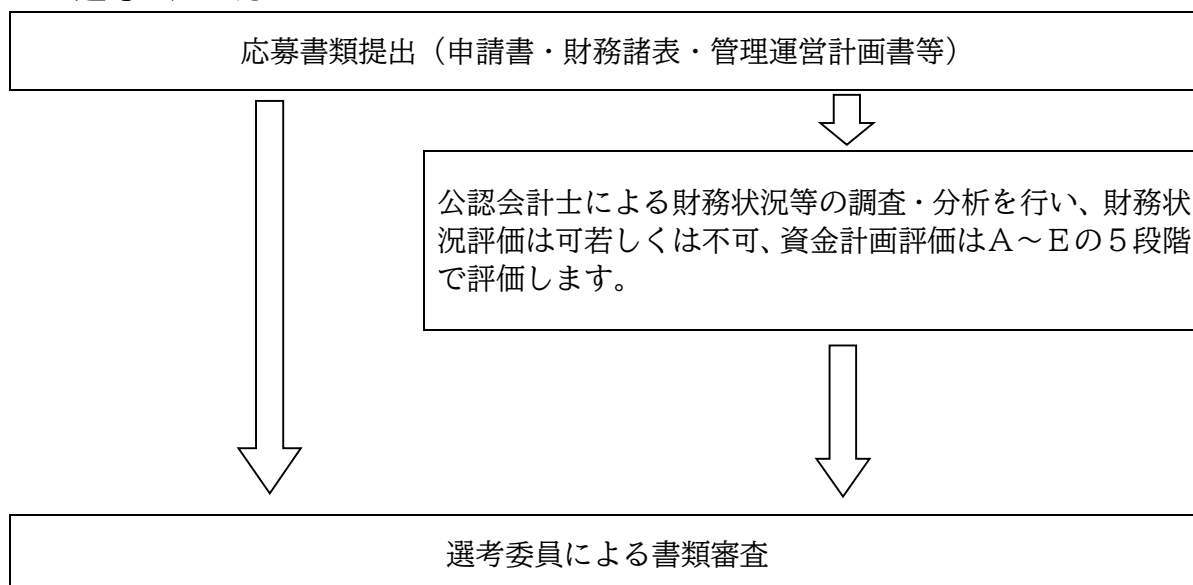
2 選考委員会の構成

委員長	鳥羽 美香	文京学院大学 人間学部 教授
副委員長	荒川 正行 (令和8年3月31日まで)	港区保健福祉支援部長
	重富 敦 (令和8年4月1日から)	
委員	和氣 康太	明治学院大学 社会学部 教授
委員	柴崎 祐美	東京家政大学 人文学部 講師
委員	富井 友子	十文字学園女子大学 人間生活学部 准教授
委員	重富 敦 (令和8年3月31日まで)	港区保健福祉支援部保健福祉課長
	相川 留美子 (令和8年4月1日から)	
委員	清水 雅美	港区保健福祉支援部介護保険課長

3 公認会計士

坂本 亮	Census Transaction 株式会社
------	-------------------------

4 選考の進め方



<第一次審査>

- 1 全事業者の財務状況の調査・分析を行い、可（安定的に経営基盤を有している）若しくは不可（安定的に経営基盤を有していない）で評価します。
- 2 全事業者の資金計画の調査・分析を行い、A（特に優れている）～E（劣っている）までの5段階に評価します。
- 3 事業者ごとに、選考基準の各項目に対応した配点に基づき、各選考委員が書類審査を行い、採点します。
- 4 公認会計士による財務状況分析等に基づく評価と、各選考委員による書類審査の合計得点により総合的な審査を行い、概ね上位者3者程度を第一次審査通過者としします。



プレゼンテーション及びヒアリング、計画書等の総合評価

<第二次審査>

- 1 第一次審査通過者に対して、プレゼンテーション（各事業者15分以内）及びヒアリング（各事業者20分程度）を行います。
- 2 全てのプレゼンテーションとヒアリングが終了した後、各選考委員による審査項目を中心とした評価を行い、採点します。
- 3 現行の指定管理者が参加している場合は、一次審査及び二次審査が完了し、それぞれの審査点を合計したのち、最終的な審査合計点を算出する際に一次審査点に、総合評価平均に対応する加減点割合を乗じて得た点数で加減点を行います。
- 4 第一次審査と第二次審査の点数と3の加減点を合計し、指定管理者候補者を選考します。

5 選考委員会等の開催状況及び経過

(1) 第1回選考委員会

日 時 令和8年2月5日(木曜日) 午後6時～午後8時10分
場 所 港区役所 研修室
議 題 公募要項(案)について
指定管理者候補者の選考基準(案)と選考方法(案)について

(2) 公募手続き

ア 公募要項説明会 令和8年2月26日(木曜日)
イ 現地見学会 2月27日(金曜日)
ウ 申請受付(第一次提出) 2月16日(月曜日)～5月8日(金曜日)
エ 質問書受付 2月16日(月曜日)～3月11日(水曜日)
オ 質問への回答 3月16日(月曜日)
カ 計画書類等受付(第二次提出) 2月16日(月曜日)～5月22日(金曜日)

(3) 第2回選考委員会(第一次審査)

日 時 令和8年6月24日(水曜日) 午後8時30分～午後9時40分
場 所 港区役所 512会議室
議 題 第一次審査通過事業者の決定について
第二次審査について(プレゼンテーションについて)

(4) 第3回選考委員会(第二次審査)

日 時 令和8年7月6日(月曜日) 午前10時37分～午後0時42分
場 所 港区役所 512会議室
議 題 第二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)
第二次審査採点及び指定管理者候補者の選考について

Ⅲ 選考対象者について

No	事業者の名称	所在地
1	A事業者 (社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会)	東京都港区三田一丁目4番17号
2	B事業者	—

Ⅳ 選考結果について

1 第一次審査

(1) 財務状況分析等について

公認会計士による財務状況調査分析等報告書に基づき説明がありました。

ア 財務状況評価

各法人より提出された財務諸表（決算報告）を基に、財務規模、収益性、安全性について、数値及び比率分析等により、安定的に継続して指定管理業務を行うことができるか否かを、可若しくは不可の絶対評価を行いました。

イ 資金計画評価

各法人より提出された資金計画書を基に、資金・収支計画の正確性、安全性、収支見込の妥当性、運転資金調達の確実性、事業計画との整合性、経費見積もりの妥当性などについて数値及び比率分析により、A～Eの5段階総合評価を行いました。

(2) 選考基準表に基づく採点

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計による選考を実施しました。

順位	事業者の名称	財務状況 評価	資金計画 評価	合計点数 (2,240点満点)
1	A事業者 (社会福祉法人恩賜財団済生会 支部東京都済生会)	可	A	1,738点
2	B事業者	可	A	1,545点

※ 財務状況評価基準

可（安定的に経営基盤を有している）、不可（安定的に経営基盤を有していない）

※ 資金計画評価基準

A：特に優れている、B：優れている、C：普通、D：やや劣っている、E：劣っている

(3) 選考経過

各委員が各候補者の提案内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
A事業者 (社会福祉法人恩賜財団済生会支部 東京都済生会)	・DMA T及びDCATとの合同訓練や連携体制を評価した。また、全国展開する法人として災害対応に関する取組が充実しており、防災体制を評価した。 ・職員の離職率が低く、ワークライフバランスへの配慮やICT活用、メンタルヘルス支援等の取組が成果につながっていると評価した。一方で、シルバー人材センターの活用について区内中小企業の活用等とあわせた記載はあるものの、活用範囲や実施時期に関する具体性が乏しい点や障害者の法定雇用率未達は低評価とした。 ・介護記録アプリや介護ロボットの導入について、実務面を意識した具体的な記載がなされている点を評価した。 ・特別養護老人ホームに対する提案は、看取りケアフローやグリーフケアの内容が具体的に整理されている。また、24時間対応体制や緊急対応体制が具体的に示されている点を評価した。 ・地域包括支援センターに対する提案は、高層住宅の増加や高齢化、外国人住民の増加、訪問系サービス不足など芝浦港南地区の地域課題を的確に把握している。8050問題やヤングケアラー支援等への対応姿勢も評価した。
B事業者	・段階別の人材育成体系が図式化されており、職員育成の考え方が分かりやすい。また、障害者雇用率2.9%と法定雇用率を上回っている点は高評価である。一方で、外国人人材活用について、職員の10%を外国人人材とする目標の根拠は不明確であると評価した。 ・行政から不適切支援と認定された事案は大きな懸念材料であり、倫理綱領の周知による改善の記載はあるものの、虐待防止委員会への言及がなく不安が残ると評価した。 ・特別養護老人ホームに対する提案は、ACPへの意識について示されており評価できる。 ・地域包括支援センターに関する提案は、港南地区特有の地域課題や地域特性に関する分析が十分とは言えず、地域資

	源の把握や地域特性への言及が不足している。
--	-----------------------

以上の点を総合的に勘案して、採点集計表の順位のとおり応募2事業者を第一次審査通過者としました。

2 第二次審査

(1) プレゼンテーション及びヒアリング

第一次審査通過2事業者が15分以内のプレゼンテーションを行った後、管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容に基づき20分のヒアリングを行い、選考基準により審査しました。

(2) 採点結果

選考委員ごとの評価した点数を合計し、全委員の採点した点数の合計と第一次審査の合計点を合算した総合点数（現行指定管理者の場合は、さらにこれまでの管理運営実績を加減点評価として選考評価に反映）をもとに順位付けしました。

順位	事業者の名称	第一次審査 点数 (2,240点満点)	第二次審査 点数 (1,155点満点)	総合点数 (3,395点満点)	現行指定管理者加減点	総合点数 (加減点反映後)
1	A事業者 (社会福祉法人恩賜財団済生会支部 東京都済生会)	1,738点	823点	2,561点	52点	2,613点
2	B事業者	1,545点	905点	2,450点	-	2,450点

(3) 選考経過

各委員が第一次審査通過事業者の管理運営計画書及びプレゼンテーションの内容の評価について意見交換を行いました。

事業者の名称	委員の意見
A事業者 (社会福祉法人恩賜財団済生会支部 東京都済生会)	・DMAT及びDCATとの連携実績や合同訓練の実施状況を評価した。また、全国規模の法人として災害発生時に他ブロックから人的支援を受けられる体制を有している点を評価した。 ・有資格者の育成体制や資格取得支援制度を評価した。また、

	派遣職員や外国人人材を含めた人材確保の考え方、平均勤続年数 12 年及び介護福祉士 70%という実績から、人材確保・定着に関する取組を評価した。 ・直近の赤字決算は懸念材料として指摘された一方で、改善方針や黒字化の見通しが示されたことから、今後の状況を注視する必要がある。 ・特別養護老人ホームに対する提案は、平均勤続年数や介護福祉士保有率の高さに加え、24 時間の医療連携体制が整備されている点を評価した。一方で、施設長予定者について、同種施設での経験年数や専門職ではない部分は懸念点である。
B 事業者	・防災の空振りを恐れない姿勢や、防災対応の実績及び具体的な体制づくりを評価した。 ・身体的虐待事案に対し、第三者調査や虐待防止宣言、研修の実施等に取り組んでおり、誠実に対応してきた点を評価した。 ・法人共通研修による職員の知識・経験の底上げや均一化を図る取組を評価した。また、管理者を含めた人材育成の考え方についても評価した。 ・見守りセンサーや介護記録システム等の ICT 活用に加え、機器導入だけでなく職員の意識改革や業務改善を併せて進める考え方を評価した。 ・特別養護老人ホームに対する提案は、施設長予定者の豊富な現場経験や的確な質疑応答を評価した。一方、施設長予定者が異動になった場合のリスクが懸念点である。 ・地域包括支援センターに対する提案内容は、芝浦港南地区特有の地域課題に対する分析がやや不足していたが、一般的な理解度であると評価した。

V 最終選考結果について

最終選考結果

選考委員会の総意として、「社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会」を港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者として選考します。

【会議録】

会 議 名	第1回港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和8年2月5日（木）午後6時から8時10分まで
開 催 場 所	区役所9階 研修室
出 席 者	（出席者） 6名 鳥羽委員長、和氣委員、柴崎委員、富井委員 重富保健福祉課長、清水介護保険課長 （欠席者） 1名 荒川保健福祉支援部長
事 務 局	保健福祉支援部高齢者支援課長 白石 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係長 塚本 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者相談支援係長 羽場
会 議 次 第	1 開会・挨拶 2 委員委嘱 3 委員紹介 4 委員長の選出 5 議題 （1）公募要項（案）について （2）指定管理者候補者の選考基準（案）と選考方法（案）について 6 その他 7 閉会
配 付 資 料	資料1 港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会設置要綱 資料2 港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会委員名簿 資料3 港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者公募要項（案） 資料4 港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考基準（第一次審査・第二次審査採点表）（案） 資料5 港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者の選考方法（案） 資料6 今後のスケジュール 資料7 公募要項様式集等関連資料一覧 参考資料1 施設概要等一覧 参考資料2 港区施設案内（高齢者施設）リーフレット
会議の結果及び主要な発言	
（発信者）	1 開会・挨拶 2 委員委嘱 3 委員紹介 4 委員長の選出

事務局 委員長 D委員	5 議題 (1) 公募要項(案)について (事務局から説明) ご質問、ご意見などございますでしょうか。 公募要項の地域包括支援センターの人員配置説明の際、福祉総合窓口の体制を来年度から変更なさる旨のご説明があったかと思います。それについて、変更点とか、審査にあたり知っておいたほうが良い点など、区独自で体制を変えるのか、そういったところを少し補足頂ければと思います。
事務局	福祉総合窓口につきましては、現在検討中ですが、令和9年度の区役所改革において、現在各地区総合支所に常置している高齢者相談センターの職員を令和9年度以降は、各地区総合支所に常置ではなくオンラインなどのICTを活用した相談による柔軟な対応ができるようにする方向で検討を進めています。 各地区総合支所に常置ではなくなる場合も、オンラインで対応するに当たって常置1名確保はこれまでと変わりません。
委員長	事務局から説明のあった、現行事業者の管理運営実績を踏まえた加減点の反映を行うか行わないかについてはいかがでしょうか。
D委員	一次審査点の5%相当分を加点というところですが、一次審査点というのは、平均得点率が90%以上の場合、資料4の145点の5%相当という認識でよろしいでしょうか。
事務局	一次審査及び二次審査の合計点に、一次審査得点の5%を加点するという仕組みです。
D委員 F委員	事業者が得点した分の5%ということですね。 この考え方というのは、もともと現行の指定管理者のモチベーションの向上というところから議論が始まっています。選考評価にこれまでの管理運営実績の評価を加えるといった仕組みを採用するかしないかをこの選考委員会で決める必要があります。
事務局 F委員 事務局	ただ一方で、新規参入事業者の参入意欲を抑制してしまう可能性もあるので、この仕組みを採用するかどうかという話になります。 5%、3%という加減点の割合は、全庁的に統一になりますか。 デフォルトの数字は公募要項に記載のとおりです。 5%では高すぎるから3%でという議論も可能ですか。 導入する場合の加減点率については、制度所管課で統一的に設定しているため、変更不可となります。
B委員	申請者の資格のEに「港区内の高齢者の特性について把握している者」とあり、これは圧倒的に現在の事業者が有利になります。 例えば地方から、実績も抜群、非常に高評価だというような法人が東京でやってみたいと思って参入してくる、となったときに、「次のAからKの全てに該当する者」とあると、その時点で応募できないので、この要件は参入障壁になってしまいます。全て該当するところを抜けば、その部分は該当しなくても、申し込むことができるが、現在の事業者が圧倒的に有利になります。 モチベーションという点でいえば、今一生懸命やっていれば、次また選ばれる確率が高くなります。たかが5%、されど5%ということになり、最後まで競えば、

	その5%で決まる、ということになります。契約ではないが、頑張っ てやっ ていれ ば5%の ボーナス 得点を あげま す、とい って、次 の審査 をする ときに、 やっぱ り5%は 大きい から1% とか3% とかに するの は信義 に反す るの ではない か、とい うこと が気にな ります。
F 委員	現在の指定管理者にはこれまでこの仕組みについてどうい う情報提供を していま すか。
事務局	令和4年度以降に管理運営状況を評価する仕組みが始まり、頑 張れば次 の公募 の際に 評価が 反映さ れます、 という ことは 伝えて います。
B 委員	ルール通りにやるのなら問題ないが、この委員会で加減点 評価につ いて決 めるとい うのも 大丈夫 なのか、 という 心配も ありま す。それ と、こ ういう 加減点 評価が あると、 他の法 人が参 入する 際に私 たちが 選考さ れるは ずがな いと思 うの ではな いであ ろうか。 公平に はなっ ていな いから、 公募と いう点 ではど うなん だろう かと いう点 が心配 です。
D 委員	あくまで一次審査に当たっての加点であって、二次審査に この加点 が影響 するこ とはな い、い う認 識で良 いであ ろうか。
F 委員	一次審査の点数は持ち越します。合計の総合得点を算出 する際に、 この5% 、3%と いうの は効い てくる 可能性 はあり ます。
C 委員	加減点割合表の下、「なお、加減点は、一次審査及び二次 審査が完 了し、そ れぞ れの審 査点を 合計し たのち 、最終 的な審 査合計 点を算 出する 前に行 います」 という のは、 どこで 加点を するの であら うか。
事務局	二次審査まで完了した段階で、最後に一次審査の合計点 の5%ま たは3% に相 当する 点数を 加点し ます。
C 委員	そうすると、現行の指定管理者は一次審査をクリアでき なければ その恩 恵には 預か れない とい うこと であら うか。
事務局	書類選考においては他の法人と同様の立場で選考し、最 後に加減 点を行 いま す。現 行事業 者には、 頑張 ってお かない と次の 選考で 加点に なら ず減点 にも なる可 能性も ある とい うこと を伝 えて いま す。
	仮に60%未満の評価だと加減の「減」が適用されるので 自己申告 及び区 側の評 価の結 果、例 えば「 C」が 続けば、 点数が 減らさ れる とい うデ メリ ットの 部分 も当 然発 生し ます。 ただ、 しっ かり 運 営す れば 「B」 以上 の評 価は 得ら れる ケ ース は多 い と思 わ れ ま す。な ぜこ うい う制 度 を提 案し て い る か、 とい うと 「事 業 者 か ら選 ば れる 自 治 体」 に な る 必 要 が あ る、 と区 の中 で議 論が あ り ま し た。 指 定 管 理 者 制 度 が 広 が る 中 で、 公 募 を か け て も、 参 入 す る 事 業 者 の 他 の 自 治 体 と の 取 り 合 い に な っ て い る 状 況 も あ り ま す。 港 区 と し て は、 し っ かり 管 理 運 営 を す れ ば 次 の 公 募 の 際 に き ち ん と 評 価 を す る こ と で、 事 業 者 の 参 入 意 欲 を 高 め る 必 要 が あ る と 考 え こ の 仕 組 み を 提 案 し て い ま す。
	区の提案どおり、この仕組みを取り入れた方が 良い、ま たはそ れは違 うの では ない か、 とい う点 が議 論の 論点 にな りま す。
F 委員	令和4年に指定管理者制度の見直しをした際に、指定 管理者に 対する 区の関 係が「 委託- 受託」 の関 係で なく、 区政 を共 に向 上さ せて い くパ ート ナ ー で あ る、 とい うこ とを か な り 強 く 明 記 し て い ま す。 現 在 既 に 良 好 な 管 理 運 営 が で き て い る 指 定 管 理 者 で あ れ ば、 公 募 は す る が、 長 く 付 き 合 っ て い く べ き 相 手 だ ろ う とい うこ と

	とで、今回の選考での5%、3%という加点を設けています。 ただ一方で参入障壁になるということもありますが、パートナーで評価がSということであれば、これからも末長く指定管理者を担っていただきたいという考えが当時の議論にあり、パートナーについては必要な評価をしようという考えとなります。
D委員	90%以上の「S」を取るというのは非常に難しいのでしょうか。または一定程度であれば「S」「A」になるのですか。
事務局	区分的には「A」の評価が多くなっています。
D委員	かなり「S」評価は高いということですね。
B委員	もし現行事業者を継続するのであれば、公募ではなく現在の事業者を評価して、問題がないなら引き続き指定管理者とするのであれば何の問題もないのではないのでしょうか。公募という形なのでどんな事業者でも参入の意思を示せるが、あらかじめこういう加点方式を使っていることが良いのかといったことがあります。それと選考方式を現行事業者に口頭などでなく、明確に伝えておくことが大事です。それができているのなら、個人的には決められたルールのとおりやっても問題ないと思われます。
D委員	現行事業者の評価はホームページで公表されるんですよね。この公募要項を見て、今、施設の管理運営を担っている指定管理者がどういう評価を得ているのかは分かるので、こういう加点を得ている良い事業者が有利なんだな、と思いました。そこにトライするか、という判断を各事業者にして頂くということになるかと思います。それをもっと超えたサービス、気概を持った事業者の参入がそれによって出てくるのであれば、それも良しとして今回のこの加減点をやってみるのは価値があるのではないのでしょうか。
委員長	現行事業者が公募に参加した場合の管理運営実績を加減点評価として選考評価に反映させるということによろしいのでしょうか。 (委員、一同異議なし)
B委員	申請者の資格「港区内の高齢者の特性について把握している者」の条件については、都内事業者以外の参入が困難となるため、これは削除した方が個人的には良いかと感じます。
F委員	この資格要件は、どのように確認をするのでしょうか。
B委員	まだ案の段階なので削除することが可能なら削除する、あるいは複雑な庁内手続き等があるのなら、このまま残してもいいとは思いますが。
事務局	「港区内の高齢者の特性について把握している者」は資格要件ですので、基本的にはそれを満たしているかどうかということになります。資格要件で新規参入を妨げる必要性は高くないと思われます。 ただ、選考過程の中で、当然港区の施設の指定管理者ですから港区のことはよく知って頂きたいですし、知っている事業者であるが故に、委員の皆様の評価も高くなると思われます。 入口の資格要件として申込みを制限する必要は無いと感じましたので、もし委員の皆様のご意見で削除した方が良いということになりましたら、その部分を削除という取扱いにさせて頂ければと思います。
委員長	こちらは削除でよろしいでしょうか。

委員長 D委員 事務局	(委員、一同異議なし) それでは削除ということで、お願いいたします。 管理運営実績の評価は1年に1回する、ということによろしいですか。 指定管理評価票による管理運営実績の評価は毎年実施し、公表することになっております。
A委員 B委員	それをホームページに掲載しているわけですね。 モニタリングに関する項目に、第三者評価の実施というのがありますね。東京都では福祉サービスは第三者評価を受けていますが、港区でも必ず受けることという方針にしているのでしょうか。ここを見ると、東京都がやっている第三者評価機関とは違い区が契約した実施機関がやる、と読めるんです。東京都は実施機関と事業者が契約して第三者評価のサービスを受けるのですが、それとは違うものと考えて良いですか。
F委員	違うものです。指定期間の中間年度で実施することが基本となり、5年であれば3年目に区が第三者評価機関と契約して評価してもらうという仕組みで、これは福祉施設に限らず図書館とか公園などで実施されています。
B委員	図書館や公園なども評価しているような事業者が、福祉サービスをきちんと評価できるのか、という疑問も出てきます。そういう一般的な業者が、特別養護老人ホームとか地域包括支援センターといった施設をちゃんと評価できるのか不安です。
事務局	現在も区は東京都が推奨する毎年という頻度で第三者評価を行っております。通常他の指定管理の施設については中間年に一回受けましょう、ということが基本的なルールです。 一方、今ご審議頂いている福祉施設は東京都において毎年実施した方が望ましい、ということで、施設は区が契約した第三者評価機関による評価を毎年受けています。
F委員	公園とか図書館と同じ表現を記載しているけれど、福祉施設に関しては毎年実施している、ということですね。
A委員 D委員	「福祉施設は」というのが主語になる、ということですね。 「定められた受審頻度を遵守して下さい。ただし、契約は区が行います。」ということですね。
事務局 B委員	そのとおりです。表現については修正いたします。 業務の引継ぎ等の項目に「労働環境確保策の一環としての雇用継続について」という記載がありますが、例えばA法人がやっていたが、今回の公募で落選してB法人に変わると、その場合A法人にいた従業員がB法人に移籍したいといった場合の継続雇用は、あくまでもお願いか、それとも従業員の権利という話なのでしょうか。
事務局	強制できないので「お願い」という表現になっておりますが、以前に高齢者在宅サービスセンターで指定管理者の変更があった際には前法人の職員を可能な限り継続雇用していただくことを区として希望させて頂きました。
委員長	申請者の資格の(1)削除、モニタリングに関する項目の(3)第三者評価の表現についても修正するということに決まりました。 最終的な文言については事務局と調整し確定させて頂ければと思います。

	(2) 指定管理者候補の選考基準(案)と選考方法(案)について
委員長	事務局採点にした方が良い項目についてですが、第一次審査採点表で、現在は③類似施設の運営実績、④施設長の勤務した実績、が事務局採点となっています。その他に事務局採点にした方が良い項目があるというご意見がございましたら願います。
B委員	項目番号⑩「資金・収支計画書、受託経費見積書について」は事務局採点で良いと思いますが、どうでしょうか。例えば何かの業務を再委託して、どこの事業者に頼むとか、その価格等がこの計画書に出てくるが、それが正当なものなのか、私は判断できないので事務局で評価して頂いた方が良いのかなと思っています。
委員長	様式の 10、11 についてですね。
B委員	事務局採点というのは、事務局が決定するということですか。
事務局	事務局で採点結果を提示して、それを選考委員会でご確認頂くことになります。委員による差が生じなく、あまり論点にならない部分は事務局の方で一律で審査した方が良いのではという考えがありましてこのような提案をしております。
委員長	項目番号⑩「資金・収支計画書、受託経費見積書について」については事務局採点でよろしいでしょうか。
F委員	この項目は事務局採点にしても良い項目なのではないでしょうか。あと人件費、職員の配置だとか、そういうものとこの資金計画が整合しているか、とか人件費が定期昇給もしっかりされているかとか、そういうところを見ていく部分もあるので、他の項目との関連性も見ながら、資金計画も妥当かというのを各委員に採点して頂く、ということで、私はそれが妥当だろうと思います。
B委員	おっしゃることは分かりました。例えば、法人の理念として、こういうところに力を入れていますと書いてあるのに、実際の収支の計画書ではその部分が薄くなっていたり、ただ積算の根拠の妥当性がよく分からないところもあります。
F委員	自分はこういう評価軸で採点した、ということでそれぞれ評価して頂くしかないのかな、と思います。
B委員	分かりました。
D委員	項目番号⑩ですが、資金・収支計画書については、公認会計士に依頼する資金計画書とは別のものという理解でしょうか。同じものを見て評価するとなると、私たちの評価の方が専門家よりも点数的に高くなるのか確認させて下さい。
F委員	定められた指定期間の間に資金がショートすることなく、あるいは借入金の返済等もなく、という安定性の面を見る、というのが公認会計士による評価となります。ここで不可とかC、D等の評価になると先に進めないという最低限の入口をチェックするのが公認会計士で、その後、全体の事業項目や審査項目の整合を見て、妥当かどうかというのが我々に委ねられるということになります。
D委員	項目番号⑩再委託業務について、の様式 18 ですがこれを見てこれが妥当かどうかということをどう評価したらいいのか困る印象があります。これは事務局採点にはならないのでしょうか。
事務局	再委託は原則、指定管理者が行う業務について、より専門性を高めるため、業務の専門性が低いところについては再委託するという制度です。再委託業務の内容

	や再委託する理由といったところ等を審査して頂きます。
F 委員	本来なら指定管理者自ら行わなければならない業務を再委託していたり、あるいはグループ会社に再委託を行うことで金額が高止まりしてしまっていないかというような観点で見ていくことになります。
事務局	委託予定先ですが、区の公の施設ですので港区内の事業者を活用されているか否かは評価対象となるのでご配慮頂きたいとは思いますが。
B 委員	申請者によって物価変動の考慮の仕方が変わってくるので物価変動の影響を考慮する旨の記載はいらないのではないのでしょうか。10 年間の物価変動を考慮した上で資料を作成して提出するより、現時点での物価を前提として提出するのが良いのではないのでしょうか。
F 委員	物価高騰は考慮しないようにするか、物価高騰は何%とこちらで指定して同じルールにしないと、見通しの暗いところと明るいところに分かれてしまうのではないのでしょうか。
事務局	物価変動の影響を考慮するという表現は基本的には区のフォーマットとなっております。 この文言を入れている意図は、公募提案額が毎年予算を編成する過程で、一つの目安となっているためです。そのため、当然今後の物価スライドも考慮して10 年間の計画を指定管理者の提案時に示すべきではないか、という考えのもと、この表があります。 物価変動を考慮して作成することが、10 年という長期の指定管理期間の中で妥当か否か、という点は検討させて下さい。
A 委員	高齢者在宅サービスセンターの項目の採点表の⑥番、訪問介護と通所介護の複合サービスについての考え方についてはいかがでしょうか。
F 委員	ここはどういった提案を望んでいるのですか。
事務局	現状、通所介護というサービスはすべての施設に通ずるのですが、訪問介護事業所が少ない、訪問介護のヘルパーがなかなか見つからないという区の行政課題があります。令和9年に予定されている介護保険制度の改正を見据えると、これまでの通所介護と訪問介護を同一の種別として統一するサービス種別が新設されるのではないかという動きがある中で、仮に通所介護と訪問介護を両方やりますという事業者がいた場合、通所介護と訪問介護合体型の新しいサービスが提供できる公の施設として条例の改正が必要になる可能性があります。 こういった制度改正も見据えて、通所介護事業に加えて訪問介護事業もやります、もしくはやる方向で検討します等の前向きな提案を頂きたいと考えています。 今後を見据えた予見力がどの程度あるのか、加えて訪問介護事業が人材確保や報酬面等で厳しい状況にあって、区の公の施設であるが故の訪問介護の提供ができないか、港区ならではの通所介護事業のオプションとして、期待値を込めて提案していただきたいと思ったのですが、まだ制度的に何も改正されていないものですから、各事業者の気概というか今後の見通しを伺いたいという思いがありました。
A 委員	先程の資金計画書の中には盛り込まれていないけれども、そういう事態になったら改めて予算組みをしましょうということでしょうか。
事務局	公募時の条件とは社会的背景が変わった場合は、そこについては指定管理料の

A委員	協議などは可能と捉えております。 応募事業者にそういう意図が今の段階でそこまで通じるでしょうか。これを見て、もしかして訪問介護もやらなくちゃいけないのか、というような誤解を生むということはないでしょうか。
事務局	厚生労働省のホームページ等様々な審議会での検討課題の中で、この通所介護と訪問介護との合体型の新しいサービス種別の検討というのは進んでおりますので、公募に申込みする介護事業者ならば、少なからずこの情報についてはリサーチまたは察知しておいて頂きたいし、非常に前向きにご提案いただきたいという思いは持っております。
B委員	一方、様式 29 の「カ」なのですが、「訪問介護と通所介護の複合サービスについての考え方」について、我々が思っているような提案が来るのか、といったところはやはり補足等が必要かと思われます。 そういう複合型サービスみたいなものをやったら報酬が上がるとか、そういうインセンティブでもなければ、今の段階ではアイデアの域は出ないのではないのでしょうか。先行の事例で見ると、介護保険のサービスと障害者のサービスを共生型サービスとしてやってみたが、広がってはいません。
事務局	アイデアはアイデアで良いのだけれど、そういった先行き不透明なものを審査の対象にして点数をつけるというのはどうか、それよりもっと大事なことがあるのではという感じもします。 個人的には抱き合わせ的なものは全面的に反対ではないが、この審査表に入れるのはどうかなと思います。 区としては制度改正を踏まえて、条例改正が必要な場合は、区として政策的にこれがやはり必要だという意思決定を行った上で条例の改正を提案し、議会の議決を経てから、実際にこのサービスを開始していくことになります。区的意思決定として複合サービスをやることが決まった暁には、新しい指定管理者と別途協議していくことになります。
B委員	もしやるのなら、新しいタイプのサービスが出てきたときに、そういうものを前向きに考えますか、とか、もう少し一般論として出してみてもはどうでしょうか。 10 年も経つと恐らくいろいろ新しいものが出てくる可能性もあります。その際にそういったものに前向きに取り組む気持ちはありますか、といった表現にしておいた方が良いのではないのでしょうか。二つのサービスを組み合わせてという話よりは、新しいことに対して一生懸命頑張ろうと思っていますか、とか、そのような話にしておけば良いのではないのでしょうか。
A委員	書き方を変えるというのは一案かと思いました。アンテナの高い事業者なら、この様式に、そういった複合サービスが出来るなら積極的に考えていきます、とかそういった予知能力の部分については審査できるのかな、と思いました。あとは港区に対する理解度というところも、現状港区がこういう状況なので、こういう制度ができれば積極的に取り組みたいとか、こういう制度が出来れば良いと考えているとか、面白そうな意見が出そうな感じがしました。
事務局 G委員	表現については委員長と調整させて頂ければと思います。 様式の 16 ですが、職員の確保、人材育成に関する考え方はとても大事な視点だと思っていますが、考え方と現状が乖離している施設は結構多いと思っています。

	現状の離職率とか、定着しているかどうかを書いていただけるような項目を追加してほしいと思っています。
事務局	その事業者の離職率や直近 1 年間の退職者は何人かなどは区としても非常に有用な情報だと思いますので、様式の中にそれを記入頂けるようにしたいと思います。
D 委員	外国人材の活用のような視点は必要ではないでしょうか。外国籍の介護者も最近非常に増えていますので、そのことについての考えとか、どのように育成しているとか、キャリアをどう考えているかなど、そういうことも重要な要素になってきていると思います。
事務局	外国人の雇用なしに施設の運営は成り立たないような状況ですので、外国籍の介護者の採用率の記載などについても、検討させていただきます。
B 委員	正規職員だけで計算する施設と非正規も含めて計算する施設もあるから、離職率の計算の仕方はきちんと記載しておかないといけないのではないのでしょうか。 あと外国籍の人材の活用は、港区は認めて推奨していますか。
事務局	外国人労働者の活用策といったところについては国のルールとなります。離職率の記入の仕方は工夫したいと思います。
B 委員	将来絶対人材が不足するから、うちの法人は外国に事務所を作って、外国人の人材を港区の事業所に送り込んで充足させます、というような記載があったとき、どう評価するのか、という話になります。港区として基本方針を特に示していないけれど、実態としては広まっているのではないのでしょうか。そういうところの判断基準がちょっと気になりました。
D 委員	二次審査の採点表の 3 に「家族との協調」とあるのですが、入所施設を中心とした施設なら家族との協調でも良いが在宅を中心としているところでは、「家族との協調」だけでは済まないかな、と思っておりまして、そうするとこの採点表はこのままで良いのかと感じました。
事務局	通所介護事業所として運営していく中で、お住まいになっているところにいるキーパーソンの方との関係性もやはり高齢者在宅サービスセンターとしては非常に重要な関わりがあるということを実感しております。特別養護老人ホームなどの入所施設もそうなのですが、通所介護事業所である高齢者在宅サービスセンターにおいても少なからず在宅のご家族やキーパーソンの方との関係性というのは重要だということで、項目としては共通でご提案をしております。
D 委員	離れて住んでいるご家族であれば協調とか共生ということになりますが、家族介護者であるかどうかというところの違いは大きいかと思って意見させていただきました。家族と地域は関わり方が違うので別にした方が良いと思われます。 利用者の権利擁護に対する考え方とか、家族介護者支援についてとか、在宅の場合ですと家族の方からの虐待なども想定するような項目も加えられるのではないのでしょうか。
委員長	一次審査の採点表で、家族と地域に関する項目はどの辺りですか。
D 委員	項目⑮の様式 23 ですね。これは施設も在宅も共通の様式なんですね。
事務局	共通です。
C 委員	様式 23 の中に、連携だけではなく家族介護者支援という踏み込んだ言葉があっても良いかもしれません。

B委員	求められる能力は単なる交流というよりは、支援なんでしょう。家族介護者支援ということに対する意識を評価していきたいと思います。
委員長	文言を修正するということによろしいでしょうか。 (委員、一同異議なし)
B委員	二次審査採点表の、4利用者の権利擁護のところで、成年後見制度の活用や福祉サービス等との連携とあります。この福祉サービスというのは、訪問介護や通所介護じゃなく、日常生活自立支援事業などを指しているのではないのでしょうか。福祉サービス等との連携と書いてしまうと、通所介護などとの連携みたいになってしまふから、修正した方が分かりやすいのではないのでしょうか。
委員長	ここは、福祉サービスという文言ではなくて日常生活自立支援というような文言に修正するということをお願いいたします。
事務局	修正いたします。
F委員	私の経験上二次審査項目は4～5項目だったので、7項目というのは、とても多く思われるが、一次審査の資料を見て点数をつけるわけではないので、二次審査の10分以内のプレゼンテーションと20分の質疑の中で、これらを全部網羅したやり取りをしなければならないという心構えで良いのでしょうか。
事務局	第3回選考委員会で求める資料等について第2回選考委員会で議論いたします。
F委員	分かりました。それから、資料4 共通採点表の審査項目⑥利用者の権利擁護についてと、資料4の2 地域包括支援センター部分の個別採点表の審査項目④は、内容が重複していると思われますが、この狙いは何でしょうか。
事務局	共通採点表審査項目⑥は、特別養護老人ホーム入所者や高齢者在宅サービスセンター利用者の権利を職員がどのように擁護するかについての提案を求め、個別採点表審査項目④は、地域包括支援センターが担う地域の高齢者の権利擁護について提案を求めるものです。表記については、書きやすい、分かり易い表現に修正します。
委員長	選考の目安を一次審査と二次審査それぞれの60%とすること、また、応募事業者が1者だった場合も審査を継続し、設定した選考の目安に達することを条件に選考することはよろしいでしょうか。 (委員、一同異議なし)
委員長	選考基準と選考方法について決定いたします。
事務局	6 その他 (今後のスケジュールについて説明)
委員長	7 閉会 それでは、以上をもちまして、第1回港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会を終了いたします。

会 議 名	第2回港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会												
開 催 日 時	令和8年6月24日（木）午後8時30分から午後9時40分まで												
開 催 場 所	区役所5階 512会議室												
出 席 者	（出席者） 7名 鳥羽委員長（Web参加）、和氣委員、柴崎委員、富井委員 重富保健福祉支援部長、相川保健福祉課長、清水介護保険課長												
事 務 局	保健福祉支援部高齢者支援課長 安達 保健福祉支援部高齢者施策推進担当課長 市橋 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係長 山川 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者相談支援係長 羽場												
会 議 次 第	1 開会 2 第1回選考委員会議事録概要について 3 財務状況等分析結果について 4 議題 議題1 第一次審査通過事業者の決定について 議題2 第二次審査について（プレゼンテーションについて） 5 今後のスケジュール 6 閉会												
配 付 資 料	資料1 第1回港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会会議録 資料2 財務状況調査・分析報告書 資料3 資金計画調査・分析報告書 資料4 第一次審査（書類審査）採点集計表 資料5 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）採点表 資料6 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の方法について												
会議の結果及び主要な発言													
（発言者）	1 開会 2 第1回選考委員会議事録概要について 3 財務状況等分析結果について （公認会計士による財務状況分析及び資金計画分析結果報告） ① 財務状況分析結果 <table border="1"> <tr> <th>事業者</th><th>可否判断</th></tr> <tr> <td>A事業者</td><td>可</td></tr> <tr> <td>B事業者</td><td>可</td></tr> </table> ② 資金計画分析結果 <table border="1"> <tr> <th>事業者</th><th>総合評価</th></tr> <tr> <td>A事業者</td><td>A</td></tr> <tr> <td>B事業者</td><td>A</td></tr> </table>	事業者	可否判断	A事業者	可	B事業者	可	事業者	総合評価	A事業者	A	B事業者	A
事業者	可否判断												
A事業者	可												
B事業者	可												
事業者	総合評価												
A事業者	A												
B事業者	A												

委員長 E委員	ただいまのご報告につきまして、ご質問はございますか。 A事業者は直近2期が赤字とのことで、財務面が厳しい状況です。今後10年間の指定管理を見据え、区として注視すべき点についてご助言をいただけますか。
公認会計士	A事業者は全国展開している法人であり、提出された東京支所分の決算書で分析しております。法人全体の規模はさらに大きく、直ちに倒産するような状況ではありません。重要な点は、法人自身が財務上の課題を自覚し改善計画を実行していることです。区としては、法人との丁寧なコミュニケーションを維持しつつ、財務状況を継続的に把握していく姿勢が大切です。
B委員	財務状況分析について、評価区分AからDまでが可、Eを不可と伺いましたが、A評価の事業者であっても3年後に経営が破綻するようなことはあるのでしょうか。
公認会計士	A評価は概ね大企業が該当し、倒産リスクは低いです。ただし評点が下がるほどリスクは高まります。債務超過や訴訟リスク、他社への債務保証なども評価に織り込んでいます。今回はそのような事項は確認されませんでした。
B委員	A事業者は全国展開しており、他地域の事業が赤字の場合、法人全体が破綻するリスクはありませんか。
公認会計士	可能性は否定できませんが、東京支所の決算書のみの提出ですので全体の状況は確認できていません。WAMNETで法人全体の情報を確認することは可能です。区として状況を正確に把握し注視する姿勢は重要です。
C委員	評価区分のC評価とB評価の差について、今回A事業者の財務状況分析がC評価に近い点数となっていますが、どのように受け止めればよろしいでしょうか。
公認会計士	B評価はA評価に近い良好な状態、C評価はB評価より収益性等で劣る状態です。B事業者の場合、赤字による配点上の減点があるものの不可には至っていません。不可になる場合はE評価でさらに点数が低くなります。不可でないことが重要であり、今後の経営改善の動向を注視することが大切です。
	(公認会計士退席)
	4 議題
	議題1 第一次審査通過事業者の決定について
委員長 D委員	各委員から講評をお願いします。 A事業者については全体として慣れた法人らしくしっかりと記載されており良好です。介護人材については離職率が地域包括支援センター12.5%・特別養護老人ホーム2.2%と低水準を維持しており高く評価しました。防災面では様式20においてDCATとDMATとの合同訓練・連携が定期的に行われている点を評価しました。地域包括支援センターでは、港区一人暮らし高齢者見守り推進事業へのふれあい相談員3名配置、福祉総合窓口への職員加配、港区シニア食堂への協力が具体的に記載されています。また、分譲型高層住宅の密集、旧来住宅型の高齢化、外国人の多さ、所得格差、訪問系サービス不足といった地域課題を的確に把握しています。一方、再委託業務においてシルバー人材センターの活用範囲や実施時期に関する具体性が乏しい点、法定雇用率が2.48%と基準を下回っている点はマイナスとしました。

C委員	B事業者について、全体として厳しい印象を受けています。最大の懸念は、様式15に不適切な支援として行政から認定された事案があることです。認定の詳細については事業者名が特定できるのであれば、プレゼンテーション時に確認することを求めます。倫理綱領の周知で改善が図られるとのことですが、虐待防止委員会への言及もなく不安が残るため、項番⑥については低評価といたしました。良い点としては、様式20の防災では対象者10名に職員1名という具体的な体制、ボランティアコーディネーターの配置、障害者雇用率が法定雇用率の2.7%を上回る2.9%であることが評価できます。 A事業者については、正規職員中心の人員配置を高く評価しました。地域との連携・交流については積極的な提案が見られます。勤続年数が未記入であり、プレゼンテーション時に確認する予定です。個別事業は全体的に4～5点中心で評価しており、特に地域包括支援センターは地域性を踏まえた提案が多数あり、ポジティブに受け止めています。
B委員	B事業者については、文字が多く読み込まないと内容が分かりにくい資料ですが、読むと必要なことは書かれています。共通事項では区の特性を踏まえた記述がやや少なく、権利擁護の記述に偏りが見られます。障害者雇用については経験豊富な印象を受け高く評価しました。個別事業では地域包括支援センターの具体性が薄く、地域特性への言及が不足している点から低めの評価としています。 A事業者について、資料が非常に読みやすく、審査する側への配慮が感じられます。離職率の低さは特筆すべきであり、職場環境の良さが推察されます。地域包括支援センターについても地域資源の把握がしっかりされており、8050問題・ヤングケアラー・グループホームとの連携など新しい取組への挑戦が見られます。全体として高い評価です。
G委員	B事業者について、資料が文字だらけで読みにくいですが、内容自体は問題ありません。特別養護老人ホーム・高齢者在宅サービスセンターは比較的高く評価しました。地域包括支援センターは可もなく不可もなくという印象の提案が多く、概ね普通の評価としています。職員育成については段階別育成が図で分かりやすく示されており評価できます。 A事業者については、芝浦港南地区の人口構成やエリア特性をよく捉えています。ボランティア専用更衣室の整備提案はボランティアへの配慮として素晴らしいと感じました。特に様式28の緊急対応において24時間100%の医療機関連携体制は高く評価しました。
F委員	B事業者については、様式15の不適切事案は非常に気になります。プレゼンテーション時に詳細を確認したいと思います。良い点としては、様式28で利用者個人の記念日を大切にする考え方、覚醒状態に合わせた離床支援など個別対応を重視している点は評価できます。一方、様式25のおむつ廃棄物削減の記載について、排泄回数の個別最適化の観点から内容に疑問があります。 A事業者については、全体によく書かれています。経営理念・基本方針において区の特性を理解した具体策が示されています。DXについて人とのバランスが丁寧に説明されている点を評価しました。再委託業務で区外事業者が多くシルバー人材センターの活用範囲や実施時期に関する具体性が乏しい点は残念ですが、特別養護老人ホームの24時間体制・緊急対応体制、宗教食への対応の検討など評価

	できる点もあります。 B事業者については、様式15の不適切事案について「また発生した際には」という記載が不安を覚えさせます。全体として一般論が多く港区の特性を踏まえた独自性が少ない印象で、低めの評価としています。良い点として再委託業務でシルバー人材センターを活用している点は評価します。
E委員	A事業者については、現場運営の具体性と実行力が伝わります。地域特性の分析がしっかりされており、稼働率等の具体的指標も示されています。様式16の職員確保・育成ではワークライフバランス・ICT・メンタルヘルスへの取組が離職率の低さに結びついていると考えられます。DXでは介護記録アプリや介護ロボットの導入が実務的に記載されています。特別養護老人ホームの看取りについては、看取りケアフロー・月1回の看取りケアプラン・グリーフケアまで視覚的かつ具体的に記載されており、高い評価としました。 B事業者については、熱意は感じますが、数値目標・具体的指標の記載が限定的です。認知症対応では新しい認知症観に基づきMC I段階からの介入、社会参加回復まで踏み込んでいる記載は良いと思いました。再委託でシルバー人材センターを活用し、特別養護老人ホームのACPへの意識も評価できます。ただし、後半の様式になるにつれ「検討したい」「必要かと思います」等の表現が増え、記述が弱くなっています。
A委員	A事業者については、法人のミッションとして生活困窮者を医療で支えるという理念が提案全体に反映されています。医療と福祉の切れ目ないサービス、入所から看取りまでの一貫した支援体制が整っています。DMA TとDCATとの合同訓練・連携は、多くの施設がDWA Tにとどまる中で特筆すべき取組です。ドッグセラピーなどユニークなボランティア活用、スポット参加可能な介護補助員の仕組み、SNSを活用したショートステイ空床情報の発信など、新しい取組が多数あり比較的高い評価としました。 B事業者については、高齢者ケアの経験が豊富ではない法人という印象を受けます。様式14の提案が国・省庁のデータや定義の引用から「だから我が社でも」という構成となっており、自法人の実績を踏まえた提案という感じが薄いです。職員の10%を外国人材とする目標の根拠も不明確です。様式23では「地域包括支援センターが担当してきた」という主語が気になります。各事業で「これから実施します」という将来形が多く、取組実績への言及が少ない点が懸念材料です。全体として具体性の欠如と経験不足が目立つという評価です。
委員長	講評を踏まえて点数の修正はありますか。
D委員	A事業者・B事業者ともに資金収支計画書・受託経費見積書の点数を修正します。A事業者については、公認会計士からのご説明を踏まえ直近2期の赤字・経常利益マイナスを改めて評価し、4点から2点に修正します。B事業者については、様式10の収支合計の不一致及びケアハウス指定管理料の根拠不明により2点としていましたが、会計士から指定管理料の妥当性についてご説明を受けましたので、2点から3点に修正します。
C委員	A事業者の再委託業務についてシルバー人材センターの活用範囲や実施時期に関する具体性が乏しい点を踏まえ、4点から3点に修正します。B事業者の権利擁護について不適切事案があったことを踏まえ、4点から2点に修正します。B事業

	者のボランティアについて、専門職でない地域の支え手としての実習生の意義は認めますが満点には至らないと判断し、5点から4点に修正します。また、B事業者の送迎・交通アクセス対応について消極的な書きぶりや地域性への理解不足が気になり、5点から4点に修正します。
D委員	B事業者のボランティアについて、C委員と同様の理由で5点から4点に修正します。
F委員	B事業者について点数を修正します。防災福祉避難所に対する評価を2点から3点へ、DX・介護補助員活用に対する評価を2点から3点へ、特養における看取り介護への評価を2点から3点へ修正します。いずれも最低ラインは超えていると判断し、各1点引き上げました。
G委員	他の委員の講評を踏まえ、B事業者の防災福祉避難所に対する評価を2点から3点、区内中小企業・高齢者・障害者等の雇用に対する評価を2点から4点に修正します。
事務局	A事業者の第一次審査の得点は1,738点、B事業者の第一次審査の得点は1,545点で、選考の目安である60%を上回っております。
委員長	第一次審査採点表を確定して良いですか。 (委員一同、異議なし)
委員長	それではA事業者を第1位、B事業者を第2位としてどちらも第一次審査通過ということで決定します。
	議題2 第二次審査について(プレゼンテーションについて)
事務局	(事務局から資料5及び資料6について説明)
委員長	ご質問やご意見はありますか。
B委員	10分のプレゼンテーションに対して、資料がA3判1枚では少ないと思うので、パワーポイント資料の投影を認めていただきたいです。また、事業者ごとに話す内容にばらつきが出ないように、フォーカスする箇所を決めて事業者に事前に通知するべきだと思います。
E委員	確認ですが、プレゼンテーション用資料は第一次審査資料の内容に基づいたものを提出してもらうという認識でよろしいでしょうか。
事務局	そのとおりです。
D委員	皆様と同意見で、事業者に対してフォーカスポイントを伝えるべきだと思います。また、地域包括支援センターを含むグループについては、含まないグループよりも少し長めにプレゼンテーションの時間を確保していただきたいです。
C委員	事業者に開示するフォーカスポイントはタイトルのみとするか、説明書きも付けるのかどちらですか。
事務局	タイトルのみとしたいと思います。
	委員の皆様のご意見を踏まえ、地域包括支援センターを含むグループはプレゼンテーションを15分以内とします。パワーポイント等の投影も可とします。繰り返しになりますが、プレゼンテーションで説明していただきたい内容のタイトルのみ事業者に伝え、プレゼンテーションを実施していただきます。
委員長	それでは、第二次審査の審査方法について事務局からの説明のとおり決定ということでよろしいでしょうか。

委員長	(委員一同、異議なし) では、事務局から説明がありましたとおり、港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会で決定した内容どおりとします。
事務局	5 今後のスケジュール (事務局から今後のスケジュールについて説明)
委員長	6 閉会 以上をもちまして、第2回港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会を閉会します。

会 議 名	第3回港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会
開 催 日 時	令和8年7月6日（月）午前10時37分から午後0時42分まで
開 催 場 所	区役所5階 512会議室
委 員	<出席者> 7名 鳥羽委員長、和氣委員、柴崎委員、富井委員 重富保健福祉支援部長、相川保健福祉課長、清水介護保険課長
事 務 局	保健福祉支援部高齢者支援課長 安達 保健福祉支援部高齢者施策推進担当課長 市橋 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係長 山川 保健福祉支援部高齢者支援課高齢者相談支援係長 羽場
会 議 次 第	1 開会 2 第二次審査実施概要について 3 議題審議 議題1 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング） 議題2 第二次審査採点及び指定管理者候補者の選考について 4 閉会
配 付 資 料	資料1 第二次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）の方法について 資料3 第二次審査採点基準表（A事業者） プレゼンテーション用資料（A事業者） 資料4 第二次審査採点基準表（B事業者） プレゼンテーション用資料（B事業者）
会議の結果及び主要な発言	
（発言者）	1 開会 2 第二次審査実施概要について 3 議題審議 議題1 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）
委員長	準備ができましたでしょうか。では、今から15分間のプレゼンテーションに入ります。それでは、始めてください。
委員長	（A事業者がプレゼンテーションを実施） プレゼンテーションを終了します。ありがとうございました。それでは質疑応答を行います。委員の皆様、何かご質問はありますでしょうか。
D委員	地域包括支援センターの権利擁護について、高齢者虐待・多問題家族への対応、家族介護者支援における地域包括支援センターの役割を聞かせていただけますか。
A事業者	自治体と協力し、通報後48時間以内の安否確認と方針決定を行い、虐待の解消に向けて動いています。普及啓発にも取り組んでいます。子ども・精神・障害等の複合的課題は地域包括支援センターだけでは対応が難しいため、関係機関と連携して対応しています。

C委員	様式3の職員平均勤続年数が空欄となっています。特別養護老人ホームで正規常勤の介護職を採用する計画だが、人材不足の中で本当に実現できるのでしょうか。
A事業者	職員の勤続年数は平均12年です。常勤の介護福祉士を基本として採用する方針ですが、非常勤・派遣の活用も検討しており、外国人採用も視野に入れています。別職種からの採用でも研修を受けてもらい、介護の技能取得を支援していきます。
B委員	介護福祉士・看護師・保健師等の有資格者は全介護職員中何%程度でしょうか。派遣職員の割合と、派遣職員の採用状況、外国人採用の方針についても教えてください。
A事業者	常勤職員の約70%が資格を有しており、残りの30%は派遣職員です。資格のない者には資格取得支援を行い、受験費用等もサポートしています。派遣は育児休業等の補充として常態化している部分があります。外国人採用については、文化的支援が必要であり、入国手続きのサポートや差別のない職場環境づくりに取り組む方針です。
A委員	DXの活用について、利用者対応と専門職との連携におけるロボット活用の状況と利用実績を教えてください。
A事業者	介護記録システム、コミュニケーションロボット、移乗支援機器等を導入しています。理学療法士と連携して選定し、腰痛軽減・記録時間の短縮効果があります。見守りシステムも導入済みです。職員のスキルを踏まえてロボットを活用しており、利用率は1～2割程度です。
A委員	DMA T・DCAT連携訓練の詳細と法人本部の関与を教えてください。また、職員が別の地域に派遣されることもあるのでしょうか。
A事業者	関東地区各県の病院・福祉施設と連携して集合訓練やウェブ研修を実施しています。DCAT連携訓練は介護職員を中心に参加しています。他の地域への派遣については、派遣要請があった場合に、どのように参加するかを研修で確認しており、多ブロックから人を集めることもあります。岩手の災害でも実際に派遣された実績があります。
E委員	3点お伺いします。初めに、財務状況について、減収減益が続いていますが再建計画の見通しはいかがでしょうか。また、定期的に区に報告する予定はあるのでしょうか。次に、再委託業務について、区内企業の活用に対する考え方を教えてください。最後に、障害者雇用率について、現在、法定雇用率を達成していないとのことですが、達成の確約はいただけるのでしょうか。
A事業者	財務状況については法人本部からチームを派遣し再建を進めています。令和7年度は赤字でしたが、令和8年度から黒字化する見込みです。運営期間中は区へ改善状況を逐次報告します。再委託先につきましては、施設規模が大きい大手企業を選定する場合がありますが、保守・日常点検は区内事業者を優先してまいります。障害者雇用率については現在約2.4%ですが、今年度中に法定雇用率である2.7%を達成する見込みです。
B委員	施設長予定者の令和4年4月以前の勤務実績についてお聞かせいただけますか。
A事業者	同一法人の病院2か所、同法人の児童福祉施設で約2年勤務した後、高齢者福祉施設に転属しております。
委員長	以上でヒアリングを終了します。事業者の皆様、ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。 (A事業者退出)
委員長	それでは、採点に移ります。各委員は「資料3」の採点表に採点をお願いします。 (採点)
委員長	続いて、B事業者のプレゼンテーションを開始します。

	(B事業者がプレゼンテーションを実施)
委員長	プレゼンテーションを終了します。ありがとうございました。それでは質疑応答を行います。委員の皆様、何かご質問はありますでしょうか。
D委員	様式15に「不適切な支援と行政から認定された」とは記載があります。詳細を教えてくださいませんか。再発予防と虐待防止の具体策も聞かせていただけますか。また、同時期に複数の施設を募集しているなかで、なぜ港南の郷を選んだのでしょうか。
B事業者	複合型施設を11施設運営する中で、港南の郷は関東圏内の他施設との連携・活用ができると判断しました。発生した不適切支援については、施設における身体的虐待案件です。認知症の利用者に対して職員がぶつかってしまった事案を見守りカメラで確認しました。弁護士による第三者調査を実施し、虐待防止を宣言しました。また、倫理綱領と改善計画を定め、言葉による虐待も組織として認定する方針としました。月1回の研修と年1回の見直しを実施し、AIを活用して研修が職員の行動変容につながっているかを確認する仕組みを導入しています。
C委員	DX・ICTの導入にあたって、苦労したことがあれば教えてください。
B事業者	見守りセンサー・インカム・記録システムを導入しました。導入にあたっては複数業者のデモ機を確認し、機器を選定しています。機器導入だけでなく働き方改革をセットで行うことが重要であると考え、職員の意識変革に最も力を入れました。
B委員	介護人材の確保で重要なことは何でしょうか。また、施設長として長く介護現場で勤務された経験の中で、トップマネジメントとして大事にしたいことをお聞かせください。
B事業者	人材の確保については新卒・中途・外国人の三本柱で採用を実施しています。ベトナム等の協定事業所で訓練した後に採用する仕組みもあります。借り上げ社宅・週休3日制等、多様な働き方の制度で人材の定着も図っており、離職率は9.5%となっております。また、施設長候補者は26年の福祉経験があります。トップマネジメントについては、倫理綱領・行動基準をぶらさない姿勢と、バランス感覚を最も大切であると考えております。
A委員	職員の専門性向上はどのように取り組んでいるのでしょうか。また、タイムスタディによる業務分析の具体的な内容はこういったものなのでしょうか。
B事業者	全職種が職種を問わず初任者研修・実務者研修といった共通研修を受ける体制をとっており、一定の専門性を持って働ける体制を構築しております。管理者についても専門部会で育成を図っております。タイムスタディについては介護職の直接業務・間接業務を分析し、どこに介護補助が必要かを把握して改善に活かしています。
E委員	虐待を行った職員の処遇はどうなりましたか。再委託における区内事業者の活用方針と、成年後見制度に対するスタンスも教えてください。
B事業者	当該職員は退職しております。再委託については区内事業者の開拓はまだ途上ではありますが、区内事業者優先の理念を理解して今後積極的に活用してまいります。成年後見制度については本人の意思を最優先とします。エンディングシートやリビングウィルカードといったACPツールを活用して本人・家族とともに進めてまいります。
委員長	以上でヒアリングを終了します。事業者の皆様、ありがとうございました。ご退出いただいて結構です。
	(B事業者退出)
委員長	それでは、採点に移ります。各委員は「資料4」の採点表に採点をお願いします。 (採点・集計)

事務局	A事業者及びB事業者の二次審査の得点率は、選考の目安である60%を上回っております。
委員長	それでは、第二次審査の採点結果について、各委員の皆様から講評をいただきたいと思います。
D委員	A事業者については、全国規模の法人として災害発生時に他ブロックからの人的支援を受けられる体制、平均勤続年数12年・介護福祉士70%という人材在確保面を高く評価しました。B事業者については、施設長予定者の意欲と現場経験の豊富さを評価しました。防災対応の実績と具体的な体制づくりも評価できます。
C委員	A事業者は人材確保策、有資格者の育成に対するサポート体制を高く評価しました。B事業者は意欲的で質疑にも的確に回答できていました。また、提案内容も具体的な数値が示されており、実現性が高い内容であると評価しています。港区の地域特性に対する理解はやや弱い面もありましたが、B事業者を高く評価しています。
B委員	A事業者の赤字継続が気になります。指定期間が10年と考えると高リスクであると評価しています。施設長も同種施設の経験が4年間と現場経験に乏しく、専門職でない点が懸念材料であり、低評価としています。B事業者は意欲的で、プレゼンテーション・応答ともに具体的かつ明瞭であったが、特に施設長予定者を高く評価しています。26年間介護業界に従事している所謂たたき上げであり、施設長の経験もあることから、信頼して施設の運営をお任せできる方であると評価しています。
F委員	A事業者については財務面で懸念する部分もありましたが、赤字改善の方針が示されたことも踏まえ、問題はないと評価しました。災害対応や人材確保に対する提案内容からも安定的に運営できると評価しています。B事業者は施設長予定者が現場を良く理解していることが明確に伝わり、非常に前向きで安心して任せられる事業者だと感じました。一方、施設長予定者が異動になった場合のリスクが懸念点ではあります。
G委員	A事業者の財務面は懸念材料ではありますが、黒字化できるとのことであるためマイナス評価とはしておりません。しかし、今後の状況を注視する必要があります。有資格者の育成体制については高評価です。B事業者は施設長が本当に良く現場を理解されている印象でした。共通研修による職員の知識、経験の底上げ、均一化といった取組も高く評価できます。
E委員	A事業者は提案書どおりしっかり対応してくれそうですが、財務リスクも含め全体的に保守的な印象を受けました。B事業者は虐待事例の話もありましたが、誠実に対処してきたこと、また、防災の空振りを恐れない姿勢や、借り上げ住宅・外国人採用・多様な働き方の取組を高く評価します。
A委員	A事業者については、医療との連携が強みであることから、重度化した方への高い対応力を評価しました。災害対応についても、DMAT・DCATとの連携や訓練への参加実績が具体的に示されており、東京で災害が発生した際も十分な支援体制が期待できます。B事業者については、施設長が現場を良く理解されており、質疑への回答も明瞭でした。ICTの介護への導入についても前向きでありました。一次審査書類でももう少し具体的に記載していただきたかったです。地域特性への理解については一般的な理解度であるかなという印象です。
事務局	A事業者の二次審査の合計点は823点、一次審査の合計点は1,738点、B事業者の二次審査の合計点は905点、一次審査の合計点は1,545点、どちらの事業者も一次審査と二次審査ともに選考の目安である60%を上回っております。A事業者は現行指定管理者であるため管理運営実績の加減点として52点（評価A、第一次審査得点の3%

委員長	相当を加算) が加算されます。加算後の点数は1位のA事業者が2,613点、2位のB事業者が2,450点となります。 A事業者を、港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者として選考してよろしいでしょうか。 (委員一同、異議なし)
委員長	それでは、A事業者を港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者として選考します。
4 閉会	
以上をもちまして、第3回港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会を閉会します。	

グループ2

港区立特別養護老人ホーム港南の郷

港区立高齢者在宅サービスセンター

港南の郷

港区立地域包括支援センター

港南の郷

港区立ケアハウス港南の郷

指定管理者公募要項

令和8年2月

港 区

目 次

I	施設の概要	1
1	指定管理者制度導入の趣旨	1
2	施設の設置目的	1
3	施設の概要	2
	(1) 名称	2
	(2) 所在地	2
	(3) 施設規模	2
	(4) 開設年月日	2
	(5) 休館日・開館時間	2
	(6) 利用対象者	3
	(7) 利用料金	3
	(8) 指定管理料等	3
	(9) その他	5
4	指定期間	5
5	利用料金制度の採用	5
II	指定管理者が行う業務	6
1	事業運営	6
	(1) 基本事業	6
	(2) 提案事業	7
	(3) 自主事業	7
	(4) 職員体制	7
2	施設の維持管理	9
	(1) 施設の維持管理業務	9
	(2) 安全・安心に関する業務	9
3	管理運営の基準	10
	(1) 関係法令等の遵守	10
	(2) 区が定める指針等への対応	11
	(3) 個人情報保護	12
	(4) 再委託の禁止	12
	(5) 地域との連携	12
	(6) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担	12
4	運営経費等に関する事項	14
	(1) 指定管理料の支払	14
	(2) 従事する職員の最低賃金水準額	18
	(3) 備品購入の取扱い	18

(4) 収入	19
(5) キャッシュレス決済の推進.....	19
(6) 損害賠償保険	19
(7) 消費税及び事業所税	20
(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応.....	20
(9) 銀行口座の開設	20
(10) その他.....	20
Ⅲ 選定手続	21
1 公募の手続・手順	21
(1) 申請者の資格	21
(2) 複数の団体による共同申請.....	21
(3) 公募の日程.....	22
(4) 公募説明会及び現地見学会.....	22
(5) 申請手続（第一次提出）	23
(6) 計画書類の提出（第二次提出）	25
(7) 提出書類に関する留意事項.....	30
(8) 応募に関する留意事項.....	31
(9) 質疑の受付及び回答	31
(10) 申請書類の受付	31
2 指定管理者候補者の選考・選定	32
(1) 指定管理者候補者の選考	32
(2) 指定管理者候補者の選定	32
(3) 基本的な選考基準.....	32
(4) 現評価結果の公募選考への反映	33
(5) 審査結果の通知	34
(6) 第二次審査用資料の提出	34
Ⅳ 決定後の手続	35
1 基本協定書・年度協定書	35
(1) 協定の締結.....	35
(2) 基本協定書の主な事項.....	35
(3) 年度協定書の主な事項.....	36
2 災害時協定	36
(1) 協定の締結.....	36
(2) 災害時協定書の主な事項	36
3 事業計画書及び収支予算書の作成	36
(1) 事業計画書及び収支予算書の作成.....	36
(2) 事業報告書及び収支決算書の作成.....	36
4 業務の引継ぎ等	36
5 情報の公表	37
(1) 応募書類等.....	37

(2) 選考・選定過程の情報.....	37
(3) 指定管理業務に関する情報.....	37
6 モニタリング等の実施.....	37
(1) モニタリングの実施	37
(2) 第三者評価の実施.....	38
(3) 労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出.....	38
(4) 監査の実施.....	38
7 指定の取消し等.....	38
(1) 改善勧告・改善報告	38
(2) 指定の取消しと業務の停止.....	38
(3) 事業の継続が困難となった場合の措置.....	39
問合せ先.....	39

I 施設の概要

1 指定管理者制度導入の趣旨

港区では、多様化する区民ニーズへの柔軟かつ迅速な対応や効率的で効果的な区民サービスを提供するため、公の施設の管理・運営を包括的に代行させる指定管理者制度を積極的に導入しています。

今回、「港区立特別養護老人ホーム港南の郷」、「港区立高齢者在宅サービスセンター港南の郷」、「港区立地域包括支援センター港南の郷」及び「港区立ケアハウス港南の郷」4施設を併せた複合施設の管理・運営について、民間事業者等が持つノウハウやアイデア、専門性などを活用するため、指定管理者を広く募集します。

応募にあたっては、「港区指定管理者制度運用指針」（別紙1）に基づく区の方針を十分に認識し、また、施設の設置目的等を理解のうえ、本要項に基づく創意工夫のある提案を期待しています。

2 施設の設置目的

この施設は、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センター及びケアハウスを併設した複合施設です。

（1）特別養護老人ホーム

日常生活の全般にわたって常時介護を必要とし、家庭での生活が困難な高齢者に、食事や入浴等の日常生活上の必要な介護サービスのほか、健康管理、生活指導、機能回復訓練、レクリエーション等のサービスを提供することを目的として設置した施設です。

（2）高齢者在宅サービスセンター

区内における在宅の高齢者の福祉の向上を図るため、介護保険法第8条第7項に規定する通所介護（以下「通所介護」という。）及び介護保険法第115条の4第1号ロに規定する第1号通所事業（以下「第1号通所事業」という。）等のサービスを提供することを目的として設置した施設です。

（3）地域包括支援センター

地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的として設置した施設です。

（4）ケアハウス

居宅において生活することが困難な高齢者の健やかな生活の維持を図り、福祉の増進に寄与することを目的に設置した施設です。

3 施設の概要

(1) 名称

- ア 港区立特別養護老人ホーム港南の郷
- イ 港区立高齢者在宅サービスセンター港南の郷
- ウ 港区立地域包括支援センター港南の郷（芝浦港南地区高齢者相談センター）
- エ 港区立ケアハウス港南の郷

(2) 所在地

東京都港区港南三丁目3番23号

(3) 施設規模

- | | |
|------------------|-------------|
| ア 構 造 | 鉄骨鉄筋コンクリート造 |
| イ 階 数 | 地上8階 地下1階 |
| ウ 敷地面積 | 5,424.96㎡ |
| エ 延べ床面積 | 9,363.50㎡ |
| （ア）特別養護老人ホーム | 4,772.28㎡ |
| （イ）高齢者在宅サービスセンター | 515.65㎡ |
| （ウ）地域包括支援センター | 84.49㎡ |
| （エ）ケアハウス | 3,991.08㎡ |

(4) 開設年月日

- | | |
|-----------------|------------|
| ア 特別養護老人ホーム | :平成8年7月29日 |
| イ 高齢者在宅サービスセンター | :平成8年6月24日 |
| ウ 地域包括支援センター | :平成18年4月1日 |
| エ ケアハウス | :平成8年8月1日 |

(5) 休館日・開館時間

- | | |
|-----------------|---|
| ア 特別養護老人ホーム | 「休館日」なし
「開館時間」24時間 |
| イ 高齢者在宅サービスセンター | 「休館日」日曜日、年末年始（1月1日から同月3日まで及び12月29日から同月31日まで）
「開館時間」午前9時～午後5時 |
| ウ 地域包括支援センター | 「休館日」なし
「開館時間」月曜日から土曜日 午前9時～午後7時30分
日曜日、祝日及び年末年始 午前9時～午後5時
※港区立地域包括支援センター条例施行規則第2条に基づき、在宅介護・介護 |

予防に関すること、その他区長が必要と認めることに係る相談は、電話にて上記時間外も対応可能な体制をとること。

※年末年始は、1月1日から同月3日及び12月29日から同月31日です。

エ ケアハウス

≪休館日≫ なし

≪開館時間≫ 24時間

(6) 利用対象者

ア 特別養護老人ホーム

港区立特別養護老人ホーム条例第5条で定める者

イ 高齢者在宅サービスセンター

港区立高齢者在宅サービスセンター条例第4条で定める者

ウ 地域包括支援センター

港区立地域包括支援センター条例第5条で定める者

エ ケアハウス

港区立ケアハウス条例第4条で定める者

(7) 利用料金

ア 特別養護老人ホーム

港区立特別養護老人ホーム条例第7条で定める額

イ 高齢者在宅サービスセンター

港区立高齢者在宅サービスセンター条例第8条で定める額

ウ 地域包括支援センター

港区立地域包括支援センター条例第6条の2で定める額

(8) 指定管理料等

本施設の過去の指定管理料等については、下表のとおりです。

なお、記載額は過去の実績を参考として示したものであり、本提案における指定管理料の上限額を示すものではありません。

指定期間中に大規模改修等で利用を休止する可能性がありますので、年度協定等で指定管理料を見直します。

ア 特別養護老人ホーム

		令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入		552,612,343 円	552,503,434 円	570,344,466 円
	指定管理料	148,106,887 円	149,950,815 円	149,890,762 円
	利用料金収入	402,779,771 円	400,944,397 円	414,271,092 円
	その他収入（講座参加費等）	1,725,685 円	1,608,222 円	6,182,612 円
支出		533,387,916 円	532,058,992 円	570,684,133 円
	職員人件費	343,773,632 円	345,965,005 円	373,744,951 円
	光熱水費	37,276,754 円	32,088,206 円	33,565,767 円
	修繕費	7,966,194 円	10,411,973 円	10,839,409 円

	事業運営費	49,494,165 円	49,365,305 円	42,856,783 円
	施設管理経費	93,667,840 円	93,069,464 円	108,761,763 円
	その他経費	1,209,331 円	1,159,039 円	915,460 円

イ 高齢者在宅サービスセンター

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	78,717,255 円	76,587,060 円	67,127,160 円
指定管理料	17,078,036 円	17,755,118 円	14,271,967 円
利用料金収入	60,061,109 円	54,567,569 円	52,196,397 円
その他収入（講座参加費等）	1,578,110 円	4,264,373 円	658,796 円
支出	80,029,337 円	77,591,473 円	78,110,984 円
職員人件費	48,705,242 円	40,911,816 円	46,162,626 円
光熱水費	4,051,817 円	3,487,846 円	3,648,452 円
修繕費	593,512 円	2,579,541 円	671,138 円
事業運営費	8,426,677 円	5,887,052 円	4,436,861 円
施設管理経費	18,205,056 円	20,830,104 円	23,097,902 円
その他経費	47,033 円	3,895,114 円	94,005 円

ウ 地域包括支援センター

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	57,119,546 円	62,544,629 円	70,422,352 円
指定管理料	53,108,583 円	58,166,600 円	65,537,955 円
利用料金収入	4,010,963 円	4,378,029 円	4,884,397 円
その他収入（講座参加費等）	0 円	0 円	0 円
支出	56,560,716 円	61,145,392 円	69,065,310 円
職員人件費	51,399,137 円	54,831,761 円	62,926,681 円
光熱水費	809,776 円	698,422 円	731,788 円
修繕費	0 円	0 円	2,827 円
事業運営費	3,772,578 円	5,028,126 円	5,058,361 円
施設管理経費	557,018 円	565,471 円	327,730 円
その他経費	22,207 円	21,612 円	17,923 円

（参考）ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業過去3年分委託料

令和8年度末までの指定期間では、本事業は委託で行っており、ウの指定管理料には含まれていません。令和9年度から、指定管理業務の一部とするため、本事業に係る費用の参考として記載します。

委託料	令和4年度	令和5年度	令和6年度
	13,638,000 円	13,638,000 円	20,864,800 円
（備考）相談員人数	2 名	2 名	3 名

エ ケアハウス

	令和4年度	令和5年度	令和6年度
収入	119,302,312 円	124,693,078 円	124,428,015 円
指定管理料	119,221,859 円	124,584,207 円	124,286,798 円
その他収入（講座参加費等）	80,453 円	108,871 円	141,217 円
支出	118,952,362 円	117,865,724 円	123,367,299 円
職員人件費	27,483,061 円	32,243,065 円	31,858,396 円
光熱水費	34,845,658 円	29,995,492 円	31,376,687 円

修繕費	9,358,456 円	7,077,030 円	9,246,172 円
事業運営費	14,328,110 円	16,177,992 円	16,154,132 円
施設管理経費	32,930,828 円	32,358,604 円	34,720,113 円
その他経費	6,249 円	13,541 円	11,799 円

※指定管理料は、項番Ⅱ 4（１）における予算額と実績額の差額を清算した後の指定管理料の額です。

※自主事業に係る収入及び経費は含みません。

（９）その他

現在の指定管理者が作成している当該施設のホームページはこちらです。

ア 特別養護老人ホーム

https://kounannosato.hello-net.info/?page_id=7

イ 高齢者在宅サービスセンター

https://kounannosato.hello-net.info/?page_id=203

ウ 地域包括支援センター

https://kounannosato.hello-net.info/?page_id=18

エ ケアハウス

https://kounannosato.hello-net.info/?page_id=16

4 指定期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 1 9 年 3 月 3 1 日まで（1 0 年）

5 利用料金制度の採用

（１）項番Ⅰ 3（７）に係る利用料金は指定管理者の収入とします。

（２）条例に定める減免・還付手続を行ってください。

（３）利用料金の額は項番Ⅰ 3（７）を上限とし、その範囲内において区の承認を得て定めることとします。

II 指定管理者が行う業務

1 事業運営

(1) 基本事業

指定管理者が行う事業に関する業務は、以下のとおりです。詳細については、業務基準書（別紙2）及び業務仕様書（別紙3）を参照してください。

ア 特別養護老人ホームの事業に関する業務（港区立特別養護老人ホーム条例第4条に基づき実施）

(ア) 介護保険法に関すること。

- ・介護福祉施設サービス
- ・短期入所生活介護
- ・介護予防短期入所生活介護

(イ) 老人福祉法に関すること。

- ・老人福祉法に基づくやむを得ない事由による措置

(ウ) 定員

定員		多床室	従来型個室
入所	90名	29室	6室
ショートステイ	10名		

(エ) その他

- ・認知症状による、著しい行動障害のある入所者の介護の対応についても配慮すること。
- ・特別養護老人ホーム入所者の決定にあたっては、港区特別養護老人ホーム入所指針及び同入所基準により作成された入所順位名簿のとおりに入所させること。

イ 高齢者在宅サービスセンターの事業に関する業務（港区立高齢者在宅サービスセンター条例第3条に基づき実施）

(ア) 介護保険法に関すること。

- ・通所介護
- ・第1号通所事業

(イ) 送迎、入浴、食事の提供、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する事業に関すること。

(ウ) 定員

一般・予防型	30名
--------	-----

(エ) その他

- ・利用者の給食調理業務を行うこと。
- ・利用者の私物洗濯や寝具、リネン等の提供を行うこと。
- ・利用者の送迎を行うこと。なお、送迎は住居のドア（集合住宅の場合は利用者の専用部分の入り口）から施設までとします。また、サービス提供区域（区内）の範囲内で送迎ができない事を理由に、サービス提供を拒否しないこと。

ウ 地域包括支援センターの事業に関する業務（港区立地域包括支援センター条例第4条に基づき実施）

（ア）介護保険法第115条の4第1項第1号ニに規定する第一号介護予防支援事業（居宅要支援被保険者に係るものを除く。）及び115条の4第2項第1号から第3号までに掲げる包括的支援事業

（イ）介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防支援事業

（ウ）その他区長が必要と認める事業

エ ケアハウスの事業に関する業務（港区立ケアハウス条例第3条に基づき実施）

（ア）施設の提供に関すること。

（イ）食事の提供に関すること。

（ウ）入浴の提供に関すること。

（エ）生活に係る相談及び助言に関すること。

（オ）その他区長が必要と認めること。

（カ）定員

種 別	部屋数	定員
単身用	36室	36名
世帯用	4室	8名

（2）提案事業

港区立特別養護老人ホーム条例第1条、港区立高齢者在宅サービスセンター条例第1条、港区立地域包括支援センター条例第1条及び港区立ケアハウス条例第1条に定める目的を達成するため、港区立特別養護老人ホーム条例第4条、港区立高齢者在宅サービスセンター条例第3条、港区立地域包括支援センター条例第4条及び港区立ケアハウス条例第3条に基づく事業を提案してください。

事業を計画する場合は、本施設が高齢者の福祉を図る介護保険施設並びに地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することであることを十分に認識の上、地域の特性を踏まえた効果的な事業を提案してください。

なお、提案事業は事前に区と協議の上決定し、指定管理料の範囲内で実施します。

（3）自主事業

上記（1）（2）のほか、本施設の設置目的に合致し、かつ、本業務の実施を妨げない範囲で、施設の利用率向上等を図るための事業を自主的に行うことができます。自主事業は、事前に区と協議の上決定し、事業に係る経費は事業者の負担とします。

（4）職員体制

関係法令を熟知し、事業を実施するために必要な知識及び経験等を有する職員を配置し、施設の管理運営が円滑に行われるよう配慮してください。特に、それぞれの業務について関係法令等に定めがある場合には、必要となる資格者等を適正に配置して本業務を実施してください。また、指定管理者は、公の施設の職員としての

心構えを認識し、従事職員教育、接遇教育等を徹底し、利用者及び区民への接遇等が常に良好となるよう努めてください。

施設長について、指定期間開始時には、特段の事情がない限り、公募時に提案した者を配置してください。また、施設長を指定期間中に交代する場合は、後任の経歴等を提出し、事前に区と協議することとします。

ア 特別養護老人ホーム

介護保険法に基づく「東京都指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する条例」、「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」及び「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」に示された所定の職員を配置し、兼務についても同基準を遵守してください。

なお、医療的ケア（胃ろう、インシュリン注射等）の必要な利用者を定員の10～25%程度受け入れるとともに、看護を24時間行えるよう、看護師等の人員を配置してください。

また、認知症状による、著しい行動障害のある入所者の受け入れを行えるよう、介護職員の人員を配置してください。

イ 高齢者在宅サービスセンター

介護保険法に基づく「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する条例」及び「東京都指定介護予防サービス等の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する条例」に示された所定の職員を配置し、兼務についても同基準を遵守してください。

また、利用者への入浴サービスほかのサービス提供向上を目的とした、介護職等を配置してください。

追加配置の目安

	特別養護老人ホーム	高齢者在宅サービスセンター
看護師	法定人員＋2名以上	法定人員＋2名以上
介護職	法定人員＋2名以上	法定人員＋1名以上

ウ 地域包括支援センター

介護保険法に基づく「港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に係る人員に関する基準等を定める規則」に示された人員を満たす配置をしてください。

また、介護保険法に基づく「港区指定介護予防支援等に係る事業の人員及び運営並びに介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則」に示された人員を満たす配置をしてください。

なお、上記規則及び芝浦港南地区高齢者人口推計から算出した人員配置（予定）は下表のとおりです。

年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
人員数	6人	6人	6人	7人	7人
年度	令和14年度	令和15年度	令和16年度	令和17年度	令和18年度
人員数	7人	7人	8人	8人	8人

上記に加えて、次の（ア）～（カ）の人員を配置してください。

- (ア) 認知症支援コーディネーター 1人以上の保健師その他それに準ずる者
(認知症支援コーディネーター事業実施要綱に基づく)
 - (イ) 認知症地域支援推進員 1人以上
 - (ウ) ケアプランナー(介護支援専門員) 1人以上
 - (エ) 福祉総合窓口職員 1人
 - (オ) 港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業に専従するふれあい相談員
3人以上
 - (カ) その他事業等の実施に係る人員 1人以上
- また、総合相談等への対応強化のための人員を配置してください。

エ ケアハウス

老人福祉法に基づく「東京都経費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例」に示された所定の職員を配置し、兼務についても同基準を遵守してください。

2 施設の維持管理

(1) 施設の維持管理業務

指定管理者が行う維持管理に関する業務は、下記のとおりです。

本施設は、特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センター及びケアハウスとの複合施設であり、主たる管理者は特別養護老人ホームの施設長が施設の維持管理等に関する責務を負うものとします。

また、高齢者在宅サービスセンター、地域包括支援センター及びケアハウスは、特別養護老人ホームと情報の共有等、日常的に連携を図ることとします。

詳細については、別紙業務基準書、業務仕様書を参照してください。

- ア 定期清掃業務
- イ 冷房機・空調・給排水及び衛生設備保守点検業務
- ウ 電気設備保守点検業務
- エ 警備保安業務
- オ 自家用電気工作物の保安管理業務
- カ 昇降機(小荷物昇降機を含む)設備保安点検業務
- キ 消防用設備保守点検業務
- ク 害虫駆除業務
- ケ 植栽管理業務
- コ 施設の維持管理に関するほか下記の業務を行うこと。
 - (ア) 施設・付属設備の管理及び物品等の取扱いに関する業務
 - (イ) 1件200万円以下の軽易な修繕及び整備
 - (ウ) 施設内の清掃の保持、整頓その他の環境整備に関する業務
- サ その他区が必要と認める業務

(2) 安全・安心に関する業務

- ア 災害や事故の発生などの緊急時において、「港区危機管理基本マニュアル」(別

紙4)に基づき、「緊急対応マニュアル」を作成し、利用者等の避難誘導、関係機関への通報、傷病者の医療機関への搬送の付き添い、安全確保、通報・連絡等の迅速かつ的確な対応を行うこと。

イ 休日・夜間の連絡体制を確立すること。

ウ 区有施設等安全点検及び点検報告(日常点検・総点検・エレベーター点検確認)「港区有施設の安全管理に関する要綱」(別紙5)、「港区有施設安全管理業務実施要領」(別紙6)に基づく安全管理体制の整備、日常安全点検等を実施すること。

エ 災害等に際して、従事職員及び一時的に施設に滞在することになった利用者並びに入所者の食料や飲料水等を購入し、適切に管理すること。指定期間満了時において消費期限を超えていない物については、次期指定管理者に引き継ぐこと。なお、現在の備蓄物資は(別紙7)のとおりであり、購入にかかる費用は区が指定管理料で措置する。

オ 震災・風水害及び新型インフルエンザ等が発生した場合を想定し、「港区業務継続計画」を踏まえ、開館時間外の災害その他あらゆる緊急事態、非常事態に際して、業務体制の整備など速やかに対応できる体制を整えること。

カ AED日常作動点検を行い、保守管理を行うこと。

キ 上記アからカまでを適切に遂行するために、事件・事故の際の対応を定め、職員研修の実施等を行うこと。

ク 利用者に対する見守り、声掛け、相談、利用者家族及び関係団体への引継ぎなど様々な支援を行うこと。

ケ 芝浦港南地区総合支所等との防災無線や避難所運営等の訓練に参加又は協力すること。

コ 本施設は、福祉避難所に指定されていることから、区が福祉避難所を開設した際には、別途締結する災害時協定に基づき対応すること。

サ 区が本施設を津波避難ビルに指定した際には、別途締結する津波避難ビルに関する協定に基づき対応すること。

シ 災害時は区の指示に基づき、止水板等の速やかな設置など、区民の安全確保のため協力すること。

ス 管理する個人情報の保護をはじめ情報セキュリティについては、本業務に従事するすべての者が「港区情報安全対策指針」(別紙8)を遵守し、漏えいの防止等の適正な管理に努めること。

3 管理運営の基準

(1) 関係法令等の遵守

指定管理者は、以下に掲げるものをはじめとした関係法令等を遵守し、施設の管理運営を行ってください。

ア 港区立特別養護老人ホーム条例及び施行規則

イ 港区立高齢者在宅サービスセンター条例及び施行規則

ウ 港区立地域包括支援センター条例及び施行規則

- エ 港区立ケアハウス条例及び施行規則
- オ 社会福祉法
- カ 介護保険法
- キ 老人福祉法
- ク 地方自治法
- ケ 労働関係法（労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法等）
- コ 高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律
- サ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法
- シ 個人情報の保護に関する法律
- ス 港区情報公開条例及び施行規則
- セ 港区環境基本条例
- ソ 港区廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び施行規則
- タ 港区有施設の安全管理に関する要綱
- チ 港区防災対策基本条例
- ツ 港区暴力団排除条例
- テ 障害者の雇用の促進等に関する法律
- ト 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律
- ナ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律
- ニ 港区認知症支援コーディネーター事業実施要綱
- ヌ 港区初期集中支援事業実施要綱
- ネ 港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業実施要綱
- ノ その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる各種法令・条例等

（２）区が定める指針等への対応

以下の主な指針等を十分認識の上、積極的に区と連携してください。

- ア 港区指定管理者制度運用指針
- イ 港区情報安全対策指針
- ウ 港区環境マネジメントシステムハンドブック
- エ 港区区有施設受動喫煙防止対策基本方針
- オ 港区行政情報多言語化ガイドライン
- カ （公社）港区シルバー人材センター及び区内障害者授産施設等への優先発注
- キ 区内中小事業者への優先発注
- ク 港区の契約における暴力団等排除措置要綱
- ケ 港区職員のハラスメントの防止等に関する要綱
- コ 港区職員接遇マニュアル「あったかマナーみなど」
- サ 港区職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する要綱
- シ 港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱
- ス その他施設の管理運営業務及び各種事業実施に関わる指針等

(3) 個人情報保護

指定管理者は、指定管理業務を行うにあたり、個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守し、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止、その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じてください。

(4) 再委託の禁止

指定管理業務の全部又は主たる部分を再委託することはできません。

ただし、清掃・警備及び設備の保守点検など専門性の高い個別業務等については、区の事前承認を得た場合に限り、再委託ができます。

再委託を行う場合においては、区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。

(5) 地域との連携

地元町会・自治会や、その他関係団体など、地域と良好な関係を築くため、地域の行事やイベントに参加するなど、積極的に交流を図ってください。

(6) 区と指定管理者の役割及び管理責任の分担

ア 役割分担（◎：主体的な役割 ○：補助・助言・指導する役割）

項 目		港区	指定管理者
設置者としての責務		◎	—
特別養護老人ホーム等の管理運営		○ 条例・規則事項	◎
	施設の管理（設備、物品の管理）	○	◎
	施設の占用・行為許可	◎	—
	苦情対応	○	◎
	緊急時の対応（事件・事故等）	◎（※）	◎（※）
	施設の安全対策（安全点検・整備・改修等）	◎（※）	◎（※）
	広報・PR	○	◎
事業運営		○	◎

（※）設置者としての責任は港区にあり、管理責任は指定管理者にあることを示します。

イ 管理責任の分担（○：主たる分担者）

項 目				管理責任分担	
				港区	指定管理者
1	法令等の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす法令等の変更	○	
		(2)	上記以外の指定管理者自身に影響を及ぼす法令等の変更		○
2	税制の変更	(1)	指定管理業務に影響を及ぼす税制の変更	○	

		(2)	上記以外の一般的な税制の変更		○
3	物価変動	(1)	指定期間中の物品費、人件費等物価変動に伴う経費の増加		○
4	金利変動	(1)	指定期間中の金利変動に伴う経費の増加		○
5	書類	(1)	区が作成した書類に起因する事項	○	
		(2)	指定管理者が作成した書類に起因する事項		○
		(3)	両者記名捺印した協定書に起因する事項	相互で協議	
6	指定管理者の指定	(1)	区の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合	○	
		(2)	指定管理者候補者の事由により指定管理者の指定が議会で議決されない場合		○
7	指定管理業務の変更及び経費の変動	(1)	区の事由による指定管理業務の変更に伴う経費の増加	○	
		(2)	上記以外の事由による指定管理業務の変更及び経費の増加		○
8	住民対応	(1)	地域との協調		○
		(2)	指定管理業務及び自主事業の内容に対する住民からの苦情、要望等		○
		(3)	上記以外の区政全般への苦情、要望等	○	
9	環境問題	(1)	施設又は用地からの有害物質等の発生	○	
		(2)	指定管理業務及び自主事業に起因する有害物質の排出・漏洩、騒音、振動、光、臭気等に関するもの		○
10	不可抗力	(1)	不可抗力（暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、争乱、暴動その他の区又は指定管理者の責めに帰すことのできない自然的又は人為的な現象）による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧	○	
		(2)	不可抗力によるもので、指定管理者の対応の遅れ、施設管理の不備等による被害の発生、拡大及び施設・設備の復旧		○
11	施設の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	施設の設計・構造上の瑕疵によるもの	○	
		(3)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円を超えるもの）	○	

		(4)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの（1件200万円以下のもの）		○
12	備品（I種）の損傷	(1)	指定管理者の故意又は過失によるもの		○
		(2)	上記以外の経年劣化、第三者行為（相手方が特定できないもの）等によるもの	○	
13	施設等の保守点検	(1)	区の事由による保守点検の増加	○	
		(2)	指定管理者の責め及び保守点検の不備による保守点検の増加		○
14	第三者への賠償	(1)	指定管理者の責めに帰すべき事由により第三者に生じた損害		○
		(2)	上記以外の事由により第三者に生じた損害	○	
15	セキュリティ	(1)	指定管理者の警備不備による情報漏洩、犯罪発生等		○
		(2)	上記以外の事由による情報漏洩、犯罪発生等	○	
16	使用料等の管理	(1)	施設利用者から徴収又は収納した使用料、区から予め交付した還付のための使用料、事業に伴う金銭の盗難・紛失		○
17	指定期間の終了	(1)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における区又は区が指定するものに対する業務の引継ぎに要する費用		○
		(2)	指定期間終了の場合（指定期間の満了以前の取消し等による場合を含む。）における原状復帰に要する費用		○

※ 表中の指定管理料に影響を及ぼす項目については、区と協議の上で指定管理料を決定します。

（備考）

2-(1) 消費税率の変更を想定した規定です。

2-(2) 収益関係税、外形標準課税など指定管理者自身に影響を及ぼす税制の変更を想定した規定です。

4 運営経費等に関する事項

(1) 指定管理料の支払

指定管理料は、区の予算の範囲内で支払うものとします。支払方法、支払時期については、基本協定書・年度協定書で定めます。

資金・収支計画書及び受託経費見積書は、区が定める次の6つの経費区分に従うとともに、人件費や物価の変動の影響は考慮せず、作成してください。各年度の指

定管理料については、区と協議の上で決定します。

なお、原則、経費区分間の流用はできないものとし、やむを得ない理由で流用する際は、区と協議の上決定するものとします。

特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンターの指定管理業務に係る費用については、介護報酬で賄うことを原則とします。ただし、職員人件費、光熱水費、事業運営費及び施設管理経費は、区の求める水準を満たすための費用または区が負担することとしている費用を指定管理料で支払います。詳細は、公募要項別紙9を参照してください。

ア 職員人件費	施設に勤務する職員等（職員配置表に記載した職員等）にかかる人件費（福利厚生含む） ※ 職員配置表で配置することとした職員の人件費について積算してください。 ※ 人件費の積算に当たって、職員の定期昇給がある場合は加味してください。また、区が定める最低賃金水準額を遵守してください。（最低賃金水準額については項番Ⅱ4（2）を参照） ※ 特別養護老人ホーム及び高齢者在宅サービスセンターの指定管理料として支払う人件費は以下に限定され、区と協議の上、予算の範囲内で支払います。 ・看護職員及び介護職員の加配分 ・管理栄養士1名分を除く調理に従事する職員（調理業務を外部委託しない場合） （参考 現行特別養護老人ホーム：看護職員8名分、介護職員7名分） 施設運営に要する条例基準配置分の人件費は介護報酬で賄うこととし、指定管理料に含みません。 ※ 地域包括支援センターにおいては、認知症支援コーディネーター1人以上、福祉総合窓口職員1人、ふれあい相談員3人以上の経費を、その他職員とそれぞれ分けて積算してください。 ※ 事業計画に基づく施設職員の確実な配置及び当該職員の人件費を保障する観点や、指定管理者の経営努力による経費節減が見込まれないことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます
イ 光熱水費	施設の維持管理に必要な電気料金、ガス料金、水道料金等 ※ 光熱水費（電気、ガス、水道代）については、予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。 ※ 指定管理料として支払う光熱水費は、公募要項別紙9に記載のある項目のみとなります。施設運営に要する光熱水費の残りの額は介護報酬で賄うこととし、指定管理料に含みませ

	ん。
ウ 修繕費	施設や設備等の修繕、備品等の修理に必要な経費 ※ 指定管理者が作成した修繕計画に基づき区が優先順位を設定し、1 件 200 万円（税込）以下の建物躯体や建物設備の保全のための軽易な修繕及び整備費用（併設施設部分を含む。）については、指定管理料に含めます。 ※ 1 件 200 万円（税込）を超える修繕又は修理は、指定管理料とは別に区が実施します。 ※ 予算額と実績額の間に乖離が生じる可能性が高いことから、予算額と実績額の差額（余剰金）を清算します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。

エ 事業運営費	施設で実施する各種事業に必要な経費 ※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本協定書で定めます。 ※ 特別養護老人ホームは対象となりません。 ※ 高齢者在宅サービスセンターについてはサービス提供数に応じて以下の費用を特別加算として指定管理料で支払います。 ・入浴加算 介護保険の介護報酬の入浴加算のみでは、入浴サービスを希望する利用者に対応する人員の配置が困難なため、不足する人件費相当額を入浴人数に応じて区が負担 ・送迎加算 送迎に伴う費用の一部を送迎数に応じて区が負担 ・食差額負担 食事代における利用者負担金を 500 円とすることを目的として、食事の提供に伴う費用の一部を昼食提供数に応じて区が負担 (前提として、食事は施設で調理をしてください。弁当給食は不可です。食材費、委託料は提供を見込んでいる食数分の利用者負担金との差額を計上してください。提供を見込んでいた食数を超過する利用者負担金については非清算とします。) ※ その他の施設運営に要する事業運営費の残りの額は原則介護報酬で賄うこととし、指定管理料に含みません。ただし、上記の特別加算及び介護報酬で賄うことが難しいと想定される消耗品費、リース料等については区による査定を受けることを前提として計上が可能です。(査定は毎年実施します。) 高齢者在宅サービスセンター事業運営費実績 <table><tr><th>令和4年度</th><th>令和5年度</th><th>令和6年度</th></tr><tr><td>23,077,472 円</td><td>28,790,878 円</td><td>19,088,749 円</td></tr></table> ※ 地域包括支援センターにおいては、事業運営費は指定管理料で措置します。認知症支援コーディネーター事業、福祉総合窓口、港区ひとり暮らし高齢者等見守り推進事業のみにかかる経費を、その他通常事業とそれぞれ分けて積算してください。 ※ ただし、明確に分けられる費用のみ分けて積算することとし、按分は認めません。	令和4年度	令和5年度	令和6年度	23,077,472 円	28,790,878 円	19,088,749 円
令和4年度	令和5年度	令和6年度					
23,077,472 円	28,790,878 円	19,088,749 円					
オ 施設管理経費	施設の維持管理に必要な保守・検査業務、清掃業務、警備業務、廃棄物処理、防災備蓄等にかかる経費 ※ 当該経費について清算はありません。ただし、事業の中止等で実績が事業計画における見込みを下回ったことによる執行残額は区に返還します。清算方法の詳細については、基本						

	協定書で定めます。 ※ その他の施設運営に要する施設管理経費の残りの額は介護報酬で賄うこととし、指定管理料に含みません。 施設管理経費実績 <table><tr><td></td><td>令和4年度</td><td>令和5年度</td><td>令和6年度</td></tr><tr><td>特養</td><td>37,590,000 円</td><td>39,959,000 円</td><td>39,953,000 円</td></tr></table>		令和4年度	令和5年度	令和6年度	特養	37,590,000 円	39,959,000 円	39,953,000 円
	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
特養	37,590,000 円	39,959,000 円	39,953,000 円						
カ その他経費	本社（本部）等が労務管理などの業務を一括して行うために施設（事業所）が負担する経費、施設を本社（本部）等が支援するために必要な経費、企業の利益など、上記のア～オのいずれにも該当しない経費 ※ 「その他経費」は、一括計上は不可です。次の内訳に基づいて記載してください。 「その他経費」の内訳について 事務管理経費 本社(本部)等による施設支援に係る、人件費等、会議費、出張費等 運営費 本社(本部)等による施設支援に係るシステム維持管理費、賃借料、光熱水費、リース料等 租税公課 指定管理者が納付すべき消費税や事業所税 等								

※各経費の計上に当たっては、算定の考え方や根拠等を明らかにする資料を必ず添付してください。

（２）従事する職員の最低賃金水準額

指定管理者は、本施設に配置される職員（再委託及び人材派遣会社により配置する職員を含む。）の最低賃金水準額を遵守してください。最低賃金水準額は、「港区が発注する契約に係る業務に従事する労働者等の労働環境確保の促進に関する要綱」で定める金額と同額（令和8年度時給額 一般事務：1,570 円、保育士：1,740 円、看護師・栄養士：2,000 円）です。

最低賃金水準額は、毎年度見直します。また、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）に基づく地域別最低賃金額が最低賃金水準額を上回ったときは、地域別最低賃金額を最低賃金水準額とします。

※最低賃金水準額の根拠となる法令等は、今後、港区における公契約に関する例規等に変更になる可能性があります。変更になった場合は、別途お知らせいたします。

（３）備品購入の取扱い

1 点予定価格 5 万円（税込）を超える備品については、区が必要と認めた場合に限り、区が購入し、無償で貸与します。備品の管理は指定管理者の責務とします。

(4) 収入

ア 特別養護老人ホーム並びに高齢者在宅サービスセンターの介護報酬に関しては、利用料金として事業者の収入となります。

管理運営業務のうち、区の求める水準を満たすための費用または区が負担することとしている費用については、区からの指定管理料で措置します。

事業実施に要する経費のうち、参加者個人に直接かかる経費（材料費など）は区の考え方に基づいて徴収できます。

その他については、区と指定管理者が協議の上決定します。

なお、利用料金収入が想定より下回った場合は、災害等のやむをえない場合を除き、指定管理料での損金補填等を行いません。

イ 地域包括支援センターの介護報酬に関しては、利用料金として事業者の収入とし、人件費に充ててください。ただし、年度協定書に定める予定額を上回る収入があった場合、事業者の収入とし、事業運営にかかる費用に充てることを可能とします。

なお、利用料金収入が想定より下回った場合は、災害等のやむをえない場合を除き、指定管理料での損金補填等を行いません。

ウ ケアハウスの使用料及び光熱水費は、区の収入とします。

(5) キャッシュレス決済の推進

区は、PayPay 株式会社が提供する二次元コード決済である「PayPay」を全ての区有施設等の窓口で利用可能な決済サービスとするとともに、一定以上の収納件数が見込まれる場合はマルチ決済端末（クレジットカード、電子マネー、二次元コード）を配備しています。

指定管理者は、項番Ⅱ 4（4）の収入を利用者から直接収納する場合、区と協議の上、キャッシュレス決済の導入に向けた必要な対応をお願いします。キャッシュレス決済に係る費用負担の考え方は下表のとおりです。

収納内容	月額利用料、決済手数料等の負担者
使用料又は利用料金を収納する場合	区 (指定管理料で措置)
基本事業や提案事業において参加者に直接かかる経費を収納する場合	
自主事業において参加者に直接かかる経費を収納する場合	指定管理者

(6) 損害賠償保険

施設運営にあたり、指定管理者が業務を行うに当たって施設に損害が生じた場合に対応する「施設賠償責任保険」と施設利用者等に損害が生じた場合の損害賠償額を担保するための「第三者賠償保険」に必ず加入します。

指定管理者が加入すべき保険の補償額の最低水準は、「特別区自治体総合賠償責任保険制度」で定める金額とします。

(7) 消費税及び事業所税

ア 消費税

消費税法第2条第1項第8号において、課税対象となる「資産の譲渡等」について、「事業として対価を得て行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供をいう」と規定されていることから、指定管理料は、原則として、その全額が消費税の課税対象となります。なお、社会福祉施設等、公の施設の種類と内容によって非課税として取り扱われる場合もあります。

イ 事業所税

利用料金制を採用している公の施設で指定管理者が事業主体とみなされる場合は、事業所税の課税対象となる可能性があります。なお、各施設・各指定管理者の具体的な判定については、管轄する都税事務所に確認願います。

(8) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）への対応

令和5年10月から導入された消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、利用料金等の収受に際し、登録番号、適用税率、消費税額等を記載した適格請求書（インボイス）の利用者への交付が想定されます。指定管理者においては、インボイスの事業者登録をはじめ、必要な対応をお願いします。

(9) 銀行口座の開設

本業務の実施に係る支出及び収入を適切に管理するため、本業務に固有の銀行口座を開設し、適切な運用を図るものとします。

(10) その他

その他、本要項に定めのない事項については、区と指定管理者が協議の上決定し、協定書により定めます。

Ⅲ 選定手続

1 公募の手続・手順

(1) 申請者の資格

地方自治法第244条の2第3項に規定する法人その他の団体で、次のアからキの全てに該当する者

ア 介護保険施設等の運営に熱意を持ち、施設の効用を最大限に発揮するとともに効率的な管理運営を図ることができる者

イ 社会福祉法第22条に規定する社会福祉法人であること。

ウ 介護保険法第70条第2項各号及び第115条の2第2項各号の規定に該当しない法人であること。

エ 指定期間中、事業の管理運営を安定して行う物的能力、人的能力を有している者

オ 港区議会議員、区長、副区長、教育長並びに地方自治法第180条の5に規定する委員会の委員及び委員が、無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人又は清算人となっていない法人や、その他の団体。区が資本金、基本金その他これらに準ずるものの二分の一以上を出資している法人その他の団体であって、区議会議員以外の者が役員等となっているものは可とする。

カ 介護保険サービス及びこれらに類する事業運営を行っている事業者であること。

キ 団体又はその代表者が以下のいずれにも該当しないこと。

(ア) 地方自治法施行令第167条の4第2項及び第167条の5第1項（同項を準用する場合を含む。）の規定により港区における一般競争入札等の参加を制限されている者

(イ) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づき更正手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づき再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等。）にある者。

(ウ) 国税又は地方税を滞納している者

(エ) 指定管理者の指定の取消し（法人格の変更等に伴う指定の取消しを除く。）を受けてから2年間が経過していない者

(オ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条に掲げる暴力団、又は暴力団若しくはその構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある団体又は特殊知能暴力集団、準暴力団その他の犯罪集団に該当しない団体

(2) 複数の団体による共同申請

ア 複数の団体で共同事業体を結成の上、申請することも可能です。その場合は、

申請時までには共同事業体を結成し、適切な名称を設定の上、代表団体（他の団体は構成団体とします。）を定めてください。共同事業体のすべての団体が上記（１）申請者の資格（構成団体は力を除く。）に該当することが必要です。

イ 共同事業体で、法人等を設立する場合は、指定管理者の指定の議決までに、法人登記事項証明書又はそれに代わる書類等を提出してください。

ウ 当該共同事業体の代表団体及び構成団体は、本公募において別の共同事業体又は単独により申請することはできません。

エ 代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。ただし、区が業務遂行上の支障がないと判断した場合に限り、変更できるものとします。

（３）公募の日程

公募要項発表	令和８年２月１６日（月）
公募説明会	令和８年２月２６日（木）
現地見学会	令和８年２月２７日（金）
質疑受付	令和８年２月１６日（月）から 令和８年３月 ２日（月）まで
質疑回答	令和８年３月１６日（月）
申請受付（第一次提出）	令和８年２月１６日（月）から 令和８年５月 ８日（金）まで
申請受付（第二次提出）	令和８年２月１６日（月）から 令和８年５月２２日（金）まで
第一次審査（書類審査）	令和８年６月１５日（月）予定 ６月１６日（火）予定
第二次審査（プレゼンテーション）	令和８年７月 ６日（月）予定 ７月 ７日（火）予定
指定管理者候補者選定	令和８年８月上旬予定
指定管理者の指定	令和８年１０月下旬予定

（４）公募説明会及び現地見学会

ア 公募説明会

日 時	令和８年２月２６日（木）午後２時から４時まで
場 所	港区役所９階研修室
参加人数	各事業者２名以内
申込方法	参加を希望する場合は、公募説明会参加申込書（様式３５）に必要事項を記入の上、メールで送付してください。 ※送信未達を防ぐため、事後に電話にて連絡をお願いします。
申込期間	令和８年２月１６日（月）から２月２４日（火）午後５時まで
申 込 先	港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係 e-mail：minato22@city.minato.tokyo.jp

	TEL：03（3578）2448
留 意 点	・公募要項及び同様式集は、予め、ホームページからダウンロードの上、ご参加ください。

イ 現地見学会

日 時	令和8年2月27日（金）午前9時30分～ ※時間は変更になる場合があります。
参加人数	施設の都合上、各事業者1名（2名以上はご遠慮願います。）でお願いします。
申込方法	参加を希望する場合は、現地見学会参加申込書（様式36）に必要事項を記入の上、メールで送信してください。 ※送信未達を防ぐため、事後に電話にて連絡をお願いします。
申込期間	令和8年2月16日（月）から2月24日（火）午後5時まで
申 込 先	港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係 e-mail：minato22@city.minato.tokyo.jp TEL：03（3578）2448
留 意 点	1 現地集合・現地解散とします。 2 施設の利用時間内での見学となりますので利用者等への問い合わせ等無用な接触は固くお断りします。また、職員への質問もご遠慮ください。 3 見学当日は、利用者へのサービス提供上、ご覧になれない設備もありますので、予め、ご承知おきください。 4 写真撮影など記録を要す場合は、必要最小限の範囲とし、利用者等が写りこまないように十分な配慮をしてください。 5 見学中は、事前に手指消毒を行い、マスク着用にご協力お願いいたします。館内のものは触らないでください。

（5）申請手続（第一次提出）

応募を希望する事業者は、下記の書類を提出してください。共同事業体の場合、③から⑯に掲げる書類は、団体ごとに作成してください。

提 出 書 類		様式	部数		
			正本	副本①	副本②
①	指定管理者指定申請書	様式1-1 様式1-2 様式1-3 様式1-4	1部	-	-
※共同事業体の場合は次の様式も提出してください。					
	[A]共同事業体構成書	様式A	1部	1部	11部
	[B]共同事業体協定書兼委任状	様式B	1部	-	-
	[C]宣誓書	様式C	1部	-	-
	[D]安定運営の取組	様式D	1部	1部	11部

②	宣誓書 ※共同事業体の場合は提出不要（参考様式Cで可）	様式2-2	1部	-	-
③	法人（団体）等の概要	様式3	1部	1部	11部
④	定款、寄附行為又はこれに類するもの ※最新のもの	-	1部	1部	-
⑤	法人の登記事項証明書（全部事項証明書） ※申請日前3か月以内に発行されたもの	-	1部	1部	-
⑥	印鑑証明書 ※申請日前3か月以内に発行されたもの	-	1部	1部	-
⑦	預金残高証明書 ※直近の決算期末日現在のもの ※本社として応募される場合は、本社の主要取引口座に関する証明書のみで可	-	1部	1部	-
⑧	決算書類等 ※直近の決算期3期分に係るもの 書類例 [株式会社] 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表、事業報告、付属明細書、連結財務諸表（該当する団体のみ） [社会福祉法人] 資金収支計画書、事業活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、事業報告、付属明細書、財産目録 [NPO法人] 活動計算書、貸借対照表、計算書類の注記、財産目録、事業報告書	-	1部	1部	-
⑨	監査報告書 ※直近の決算期3期分に係るもの ※会計監査人（公認会計士又は監査法人）の監査を受けている場合には、会計監査人の監査報告書も提出	-	1部	1部	-
⑩	事業計画書及び収支予算書 ※公益法人等、法令で作成が義務付けられている団体のみ提出 ※申請日に属する事業年度のもの	-	1部	1部	-
⑪	法人税、消費税、法人事業税、地方消費税の納税証明書 ※直近の決算期2期分に係るもの ※本社として応募される場合は、本社所在地に係る地方税の証明書のみで可	-	1部	1部	-
⑫	担保提供資産について	様式4	1部	1部	-
⑬	債務の保証について	様式5	1部	1部	-

⑭	類似施設の管理運営実績について （施設名・所在地・規模等） 類似施設の運営状況 ・ 施設長の運営姿勢、組織運営の方針 ・ 地域社会への取組 ・ 施設の特色あるサービス内容 ・ その他 ※施設のしおりやパンフレットを参考添付してください。	様式 6	1 部	1 部	11 部
⑮	情報セキュリティ確認チェックシート	様式 7	1 部	1 部	11 部
⑯	労働環境チェックシート	様式 8	1 部	1 部	11 部

（６）計画書類の提出（第二次提出）

申請者は、下記の計画書類を提出してください。

No.	提出書類	様式	提出部数		
			正本	副本①	副本②
管理運営計画に関する書類					
①	計画書類等提出書	様式 9	1 部	1 部	11 部
②	資金・収支計画書 (令和 9 年度から令和 1 8 年度まで)	様式 10	1 部	1 部	11 部
③	受託経費見積書 (令和 9 年度から令和 1 8 年度まで)	様式 11	1 部	1 部	11 部
④	給与・報酬・賃金等に関する規程 ※最新のもので、人件費の積算内訳の根拠となるもの	-	1 部	1 部	11 部
⑤	施設運営に関する基本的な考え方、管理運営体制（職員体制・勤務体系） 職員配置表 ※「指定管理施設雇用区分確認表」に基づき作成 職員ローテーション表 (雇用区分別 ①月～金 ②土 ③日・祝日)	様式 12	1 部	1 部	11 部
⑥	施設長予定者の勤務実績	様式 13	1 部	1 部	11 部

⑦	港区内の高齢者の特性を踏まえた以下の考え方等 ・ 運営理念について ・ 施設運営に対する基本的な考え方 ・ 指定管理者として安定的な運営を継続していくための考え方 ・ 10年間の施設運営で想定される課題に対する展望、及び対応方針について	様式 14	1 部	1 部	11 部
⑧	・ 施設利用者の尊厳を守る取組、権利擁護に関する考え方と具体的な取組について	様式 15	1 部	1 部	11 部
⑨	・ 介護人材不足を解消するための確保対策について ・ 職員の確保・人材育成の課題に対する取組（外国籍の職員の雇用についても含む。） - ア 法人における職員離職率について - イ 職員の確保及び育成計画 - ウ 職場環境改善についての取組 - エ 接遇についての取組	様式 16	1 部	1 部	11 部
⑩	・ 苦情解決及びサービス評価の取組 - ア 利用者からの苦情、意見への対応 - イ 利用者アンケートについて - ウ 第三者評価の受審、結果公表、その後の対応について、 - エ その他（職員が利用者に対し不適切な対応を行った場合の取組について） ・ 顧客満足度（CS）への具体的取組	様式 17	1 部	1 部	11 部
⑪	・ 再委託を予定している業務 - ア 委託内容 - イ 委託を行う理由 - ウ 委託予定金額 - エ 委託予定先及び選定理由 ※委託先の条件は、港区の入札参加資格があること、港区における暴力団等の排除措置を受けていないこと。 ※区内中小企業やシルバー人材センターなどを積極的に活用してください。	様式 18	1 部	1 部	11 部
安全対策・危機管理について					
⑫	・ 個人情報保護及び情報セキュリティの取組 個人情報をどのように適正に管理していくのか、施設従事者全員にどのように研修を行い、周知徹底させるのか、また、事務室等のネットワーク機器の情報セキュリティ対策について、実効性のある取組	様式 19	1 部	1 部	11 部

⑬	- 地震・台風等の災害に対する施設の防災対策や熱中症対策、入所（利用）者の安全確保、職員体制等を含め、災害等に対する考え方について - 災害時の福祉避難所開設・運営について、特養入所者やデイサービス利用者の安全確保や必要なサービスを提供しながら、職員体制等を含め、どのように要支援者を受入れ、福祉避難所を開設・運営していくのか、平常時の訓練方法や災害備蓄品の管理等も併せた考え方	様式 20	1 部	1 部	11 部
⑭	デイサービス利用者送迎時等における安全な車両運行と適切な付添いについて、事故が発生しない取組や事故発生時の対応等、ハード・ソフト両面での取組	様式 21	1 部	1 部	11 部
⑮	- 入所（利用）者の安全確保への基本的な考え方や事故予防に対する具体的な取組 - ア 施設内にて事件・事故が発生した時やヒヤリハットが発生した時の対応（施設としての対応、区への連絡体制、職員への指導及び管理者の対応） - イ 夜間・休日等の緊急対応や災害時における危機管理への取組 - ウ 建物及び設備等の経年劣化対応や修繕に係る考え方及び取組 - エ 設備の予防保守に対する考え方	様式 22	1 部	1 部	11 部
地域の拠点としての取組					
⑯	- 家族介護者支援についての考え方と具体的な提案 - 関係機関や地域（小中学校、高校、企業、町会、自治会等）との連携・交流についての考え方と具体的な提案 - 在宅の元気高齢者との関わりについての具体的な提案 - 施設運営における地域ボランティアとの連携についての考え方と具体的な取組	様式 23	1 部	1 部	11 部
効率的で質の高いサービスの提供					
⑰	- ボランティアの育成及び具体的な活用方法について - 実習生の受入れ及び指導体制についての基本的な考え方	様式 24	1 部	1 部	11 部

⑮	・ 環境に配慮した施設運営の取組	様式 25	1 部	1 部	11 部
⑯	・ 介護サービスにおける D X や介護補助員の活用等による業務の効率化・生産性の向上・職員の負担軽減の取組	様式 26	1 部	1 部	11 部
⑰	・ 複合施設としての効果的な管理運営についての具体的な提案	様式 27-1	1 部	1 部	11 部
施設別事業計画書					
⑱	・ 特別養護老人ホームについての提案 - ア 利用者が施設で生活するうえでの快適性や尊厳の保持 - イ 入所者の機能回復訓練や健康管理(口腔衛生、栄養管理、寝たきり防止、重度化防止、A D L の良好な維持・改善等) の考え方 - ウ 重度化した入所者及び認知症状を有する入所者への対応や医療処置を必要とする入所者に対する具体的な提案 - エ 看取り介護についての考え方 - オ ショートステイ運営、空床利用への提案 - カ 食事提供の考え方、具体的な提案 - キ 協力医療機関、連携体制 - ク 入所者の家族との関わり方について	様式 28	1 部	1 部	11 部
⑲	・ 高齢者在宅サービスセンターについての提案 - ア 利用者が快適に過ごすためのサービス提供の考え方 - イ 利用者の健康管理(口腔衛生、栄養管理、A D L の良好な維持・改善等)・安全対策・緊急時の対応について - ウ 認知症症状を有する利用者に対する具体的な取組、認知症初期症状における適切なケアについて - エ 入浴・送迎サービス、食事提供の考え方、具体的な取組 - オ 施設内レクリエーションの取組についての具体的な提案 - カ 通所介護事業に対する展望とその対応について	様式 29	1 部	1 部	11 部

②③	・ 地域包括支援センターについての提案 - ア 地域の高齢者が安心して暮らせるような総合的な区民サービス提供の考え方 - イ 自立支援・重度化防止を重視した介護予防ケアマネジメント及び介護予防普及啓発への考え方と具体的な取組 - ウ 専門職の役割と連携及び職員定着化を図るための育成体制についての具体的な取組 - エ 高齢者の権利擁護について、地域包括支援センターの役割と具体的な取組 - オ 複合化した課題へ対応するための包括的・継続的ケアマネジメントについての具体的な取組 - カ 「新しい認知症観」に基づいた、本人・家族・地域住民が共に支え合う地域づくりの考え方と具体的な取組 - キ 様々な不安や悩みがある介護者に対する支援と、介護離職の防止に向けた具体的な取組	様式 30	1 部	1 部	11 部
②④	・ ケアハウスについての提案 - ア 入居者が生活する上での過ごし方、快適性 - イ サービス提供の内容・特色について - ウ 介護サービスを必要とする入居者へのケアに対する考え方 - エ 併設する特別養護老人ホームとの食事の差別化の取組 - オ 入居者の健康管理・安全対策、緊急時の対応について - カ 入居者コミュニティーの支援 - キ 各種申請、手続き及び日常生活の相談対応に対する考え方	様式 31	1 部	1 部	11 部
その他					
②⑤	・ 区内中小企業の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進に向けた取組	様式 32	1 部	1 部	11 部
②⑥	・ 今後の障害者法定雇用率の達成見込みと障害者の雇用促進に向けた取組 ※次期指定期間における団体の障害者法定雇用率の達成見込みと達成に向けた取組、本施設における障害者の雇用や障害者就労施設等の雇用促進に向けた取組について記載してください。	様式 33	1 部	1 部	11 部

②⑦	・法人本社（本部）との連携について 施設運営にあたり、法人本社（本部）がどの ように施設をバックアップするのか、職員体 制や取組	様式 34	1 部	1 部	11 部
申請書総括					
②⑧	・ 提案の概要	様式自由 A 3 片面 1 枚	1 部	1 部	11 部

（7）提出書類に関する留意事項

- ア 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。
- イ 上記のほか、区が必要とする書類の提出を求めることや、ヒアリングを実施する場合があります。
- ウ 申請書類等の著作権は、作成した団体に帰属します。ただし、提出された応募書類は返却できません。区の責任において一定期間保管後、廃棄します。
- エ 提出書類の文字フォントは、可能な限り UDF（本文については BIZ UD 明朝 Medium、見出し（項目）については BIZ UD ゴシック）、12 ポイントを使用し、A4 判タテ 1 枚（両面可。所定様式が定められているものやパンフレット類を除く。）、で作成して下さい。
- オ 副本①は正本をそのまま複写、副本②は法人名など応募事業者が特定できる部分をマスキング（黒塗り）のうえ、提出してください。
- カ 正本並びに副本①②は、ファイル（A4 判、2 穴）に提出一覧表を各ファイルの目次としてセットし、提出書類を順序どおりに綴じ込み指定部数を提出してください。
- キ 申請書類、計画書類はそれぞれ別のファイルに左綴じにしてください。ファイルの背表紙、表紙に『申込施設名（第一次・第二次申請書類・計画書類の別）』のテプラ等のシールを貼り、正本、副本①のみ法人名を明記したシールを貼ってください。また、申請書類には、前記（5）の①から⑩の見出しを、計画書類には前記（6）の①から⑧の見出しをインデックスでつけ、見出し毎に通し番号のページを付してください。
- （例）『港南の郷等（第一次提出申請書類）』、『港南の郷等（第二次提出計画書類）』等
- ク 上記のほか、電子媒体（CD-R）に正本及び副本②を入力したもの（Word 形式または Excel 形式。PDF 形式は不可。）を 1 部提出してください。
- ケ 区は、指定管理者の選考結果及び提案内容等を公表する場合、その他区が必要と認めるときは、無償で提出書類の全部又は一部を使用できるものとします。
- ただし、公開することにより応募者に明らかに不利益を与えると認められる書類については公表しません。
- コ 提出書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

(8) 応募に関する留意事項

- ア 本要項に定める手続き以外の手法により、選考委員又は関係者に本選考に対する助言等を直接または間接的に求めた場合は、失格となる場合があります。
- イ 応募書類を提出した後、辞退する場合は、辞退届（様式自由）を提出してください。
- ウ 提案や指定後の協議に対しての参加報酬・交通費及び受託のための準備等に係る経費は、応募者の負担とします。
- エ 共同事業体による応募の場合、代表団体及び構成団体の変更は原則として認めません。

(9) 質疑の受付及び回答

ア 質問書の受付

所定の質問書に必要事項を記入し、下記の提出先に、メールで送信してください。送信未達を防ぐため、事後に電話にて連絡をお願いします。これ以外での方法（持参、郵送、電話、口頭等）又は、期間を過ぎたものは受け付けません。

（ア）質疑受付期間 令和8年2月16日（月）から令和8年3月2日（月）午後5時まで

（イ）提出先 港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係
担当：五十嵐
TEL 03-3578-2448
メールアドレス minato22@city.minato.tokyo.jp

イ 質問回答

令和8年3月16日（月）を目途に、全ての質疑に対する回答書をメールで送信します。港区ホームページでも公表します。なお、回答の際は、質問をした団体名は公表しません。

この回答書は、本要項と一体のものとして、要項と同様の効力を有します。なお、意見の表明と解されるものや質疑の内容（質問内容が不明瞭なもの）によっては、回答しないことがあります。

(10) 申請書類の受付

申請を希望する法人又は団体は、次により申請してください。

区にこれらの書類を提出した事業者を申請者とします。

ア 提出期間

（ア）第一次提出書類 令和8年2月16日（月）から5月8日（金）まで
平日の午前9時から午後5時まで

（イ）第二次提出書類 令和8年2月16日（月）から5月22日（金）まで
平日の午前9時から午後5時まで

※ 申請書類の確認を行いますので、提出に際しては、事前に下記に連絡の上、指定された日時に来所願います。

※ 申請書類は郵送でも受付可能ですが、提出期限日までの必着とします。（郵便事故等であっても、期限日までに届いていない場

合は、受付できません。到達確認の可能な方法で送付するか、以下提出先まで電話にて到達確認を行うなど、期限日までに確実に届く方法で送付してください。）

※ 申請書類、計画書類提出後の内容変更は、提出締切日まで受け付けます。

イ 提出先 港区芝公園一丁目5番25号 港区役所2階
港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係
電話：03-3578-2448

2 指定管理者候補者の選考・選定

(1) 指定管理者候補者の選考

- ア 指定管理者候補者は、「港区立特別養護老人ホーム港南の郷等指定管理者候補者選考委員会（以下、選考委員会という。）」において選考します。
- イ 審査方法は、応募者から提出された書類による第一次審査と、第一次審査通過者に対するプレゼンテーション等を含めた第二次審査を予定しています。
- ウ 審査の過程において、事業所の視察を行うこともあります。
- エ 審査の結果、ふさわしい候補者がいない場合、選考しない場合があります。
- オ 指定管理者候補者として選考された事業者は、辞退することはできません。

(2) 指定管理者候補者の選定

- ア 選考委員会が選考した指定管理者候補者について、全庁的な視点から港区指定管理者選定委員会で審議した上で、区として指定管理者候補者を選定します。
- イ 指定管理者として指定されるまでの間に候補者に事故のあるときは、選定されなかった応募者のうちから新たに候補者を選定することがあります。
- ウ 指定管理者の指定は、港区議会での議決を経て行います。

(3) 基本的な選考基準

- ア 安定的な経営基盤を有していること
(公認会計士による財務状況分析を実施します。)
- イ 類似施設の管理運営について
類似施設の管理運営実績
- ウ 資金・収支計画及び受託経費について
資金・収支計画書及び受託経費見積書
- エ 管理運営計画について
 - (ア) 運営理念について
 - (イ) 施設運営に対する基本的な考え方
 - (ウ) 指定管理者として安定的な運営を継続していくための考え方
 - (エ) 10年間の施設運営で想定される課題に対する展望、及び対応方針について
 - (オ) 施設利用者の尊厳を守る取組、権利擁護に関する考え方と具体的な取組
 - (カ) 介護人材不足を解消するための確保対策

(キ) 職員の確保・人材育成の課題に対する取組

(ク) 苦情解決及びサービス評価の取組

(ケ) 顧客満足度（CS）への具体的取組

(コ) 再委託を予定している業務

オ 安全対策・危機管理について

(ア) 個人情報保護及び情報セキュリティの取組

(イ) 地震・台風等の災害に対する施設の防災対策や熱中症対策、入所（利用）者の安全確保、職員体制等を含め、災害等に対する考え方について

(ウ) 災害時の福祉避難所開設・運営について

(エ) デイサービス利用者送迎時等における安全な運行と適切な付添いについて

(オ) 入所（利用）者の安全確保への基本的な考え方や事故予防に対する具体的な取組

カ 地域の拠点としての取組について

(ア) 家族介護者支援についての考え方と具体的な提案

(イ) 関係機関や地域（小中学校、高校、企業、町会、自治会等）との連携・交流についての考え方と具体的提案

(ウ) 在宅の元気高齢者との関わりについての具体的提案

(エ) 施設運営における地域ボランティアとの連携についての考え方と具体的な取組

キ 効率的で質の高いサービスの提供について

(ア) ボランティアの育成及び具体的な活用方法について

(イ) 実習生の受入れ及び指導体制についての基本的な考え方

(ウ) 環境に配慮した施設運営の取組

(エ) 介護サービスにおけるDXや介護補助員の活用等による業務の効率化・生産性の向上・職員の負担軽減の取組

(オ) 複合施設としての効果的な管理運営についての具体的な提案

ク 施設別事業計画について

(ア) 特別養護老人ホームについての提案

(イ) 高齢者在宅サービスセンターについての提案

(ウ) 地域包括支援センターについての提案

(エ) ケアハウスについての提案

ケ その他

(ア) 区内中小企業の活用、シルバー人材センター活用等の高齢者の雇用促進に向けた取組

(イ) 今後の障害者法定雇用率の達成見込みと障害者の雇用促進に向けた取組

(ウ) 法人本社（本部）との連携について。施設運営にあたり、法人本社（本部）がどのように施設をバックアップするか、職員体制や取組

(4) 現評価結果の公募選考への反映

サービス提供の担い手である指定管理者のモチベーションの向上を図るため、公

募選考に現行の指定管理者が参加した場合、これまでの管理運営実績（指定管理施設評価票による評価結果）を加減点評価として選考評価に反映します。

評価の対象となる管理運営実績は、現行の指定期間の初年度から第二次審査日の属する年度の前年度までで、当該期間の全ての指定管理施設評価票の平均得点率から算出された総合評価平均を基に加減点を行います。

加減点数は、現行の指定管理者の一次審査点に、総合評価平均に対応する加減点割合（下表のとおり）を乗じて得た点数（小数点以下切り捨て）とします。

平均得点率	総合評価平均	加減点割合
90%以上	S	一次審査点の5%相当分加点
80%以上90%未満	A	一次審査点の3%相当分加点
60%以上80%未満	B	加減点なし
60%未満	C	一次審査点の3%相当分減点

なお、加減点は、一次審査及び二次審査が完了し、それぞれの審査点を合計したのち、最終的な審査合計点を算出する前に行います。

（５）審査結果の通知

審査結果は、第一次審査、第二次審査ともに応募者全員に文書で通知します。

（６）第二次審査用資料の提出

第一次審査通過者は、第二次審査におけるプレゼンテーション用資料の提出を求める場合があります。詳細は、第一次審査通過者に連絡します。

IV 決定後の手続

1 基本協定書・年度協定書

(1) 協定の締結

区議会の議決を経た後、指定管理者として指定し、区は指定管理者と協定を締結します。

締結する協定書は、指定期間を通じた包括的な施設の管理・運営に関する基本的事項を規定する基本協定書と、年度ごとの管理・運營業務や指定管理料に関する事項を規定する年度協定書の2種類です。

(2) 基本協定書の主な事項

- ア 指定期間
- イ 業務の範囲
- ウ 施設の運営
- エ 施設の維持管理
- オ 区が支払うべき経費
- カ 保険の加入
- キ 自主事業（※自主事業がある場合）
- ク 区と指定管理者の役割分担
- ケ 業務の再委託
- コ 事業計画書、事業報告書等の提出
- サ 業務の引継ぎ
- シ 利用者アンケート実施
- ス モニタリング
- セ 第三者評価
- ソ 緊急時の対応
- タ 環境への配慮
- チ 管理運營業務を行うに当たって保有する個人情報の保護及び関係書類の整理・保管
- ツ 情報セキュリティ
- テ 指定の取消し及び管理業務の停止
- ト 損害賠償
- ナ 権利義務の譲渡の禁止
- ニ 目的外使用の禁止
- ヌ 施設・設備等の原状回復
- ネ 区と指定管理者の管理責任の分担
- ノ その他区長が必要と認める事項

(3) 年度協定書の主な事項

- ア 目的
- イ 協定の期間
- ウ 指定管理料の額
- エ 指定管理料の支払
- オ 指定管理料の清算
- カ 協議

2 災害時協定

(1) 協定の締結

港区内で地震等の災害が発生した際の応急対応を迅速かつ的確に行うため、区と指定管理者は災害時協定を締結し、災害時等における役割分担を明確にします。

(2) 災害時協定書の主な事項

- ア 災害の範囲
- イ 福祉避難所(特別養護老人ホーム、高齢者在宅サービスセンター)運営支援業務
- ウ 要請期間及び方法
- エ 協力履行の義務及び免除
- オ 費用負担
- カ 損害補償
- キ 災害時の情報共有
- ク 守秘義務
- ケ 平時からの備え
- コ 協議
- サ 効力

3 事業計画書及び収支予算書の作成

(1) 事業計画書及び収支予算書の作成

年間の事業計画書及び収入・支出の概算予定書の提出等

(2) 事業報告書及び収支決算書の作成

区が指示する事業報告書の提出（毎月の施設利用実績、施設の維持管理業務の実績等）、収支決算書の提出等

4 業務の引継ぎ等

指定管理者は、指定期間開始前の期間内に準備業務を行うものとします。特に利用者にとって円滑に新たな指定管理者への移行を実現するため、区や関係機関と指定管理者による移行準備を実施してください。

指定管理者が変更となる場合には、新たな指定管理者は、事業者が交替することにより、利用者に不安や影響を与えないよう、入念な引継ぎに努めてください。

引継ぎ等に係る経費は、区が経費を負担する項目（利用者・入所者の個人情報に関する引継ぎなど、指定期間開始前の一定の期間、当該施設で直接引継ぎを行う必要があるもの）を除き、新たな指定管理者が負担します。

指定期間終了時又は指定の取消しによって管理運営業務が終了する際は、次期指定管理者が円滑かつ支障なく業務を遂行できるよう引継業務を実施してください。

※労働環境確保策の一環としての雇用継続について

新たに指定管理者となる事業者は、当該指定管理の協定締結前から当該業務に従事していた職員のうち希望する労働者について、新たに指定管理の協定を締結する事業者による継続雇用をお願いします。

5 情報の公表

（１）応募書類等

公募時に提出された書類は、理由のいかんを問わず返却しません。申請書類、計画書類等の著作権は、申請者に帰属します。

ただし、区は公表等する場合には、申請書類、計画書類等の内容を無償で使用できるものとします。

なお、申請書類、計画書類等は、港区情報公開条例の規定による開示請求の対象となります。

（２）選考・選定過程の情報

指定管理者候補者の選考・選定過程に関する情報（選考委員会報告書、公募時質問項目、選考委員会会議録・選定委員会会議録等）は、原則公表します。なお、事業者名については、決定事業者のみ公表の対象とします。

（３）指定管理業務に関する情報

基本協定書、年度協定書、事業計画書等の事業運営に係る書類、第三者評価及び労働環境モニタリングの結果等、指定管理業務に関する情報は原則公表します。

6 モニタリング等の実施

（１）モニタリングの実施

指定管理者は、毎月の業務実績等の報告書を定められた期日までに提出し、区へ報告します。区は報告に基づき施設の運営状況等を確認します。また、指定管理者に対する月次モニタリングとして、チェックシート等を活用し、施設の運営状況等の把握に努めます。

また、指定管理者は、施設利用上の問題等の解決策を検討し、業務を円滑に実施するため、必要に応じて、情報交換や業務の調整を図る場を設けます。

このほか、指定管理者は、利用者懇談会などを開催し（おおむね6か月に1回程度）、意見箱の設置等による利用者等の意見・要望の聴取等、利用者ニーズの把握を行います。

区が行うモニタリングは、月次モニタリング及び年度終了時モニタリング等があり、毎年度の管理運営実績については、指定管理施設評価票として取りまとめ、ホームページで公表します。

（２）第三者評価の実施

区は、東京都の制度に基づき、指定管理者に対し、毎年1回、第三者評価機関又はこれに類するものによる評価の受審を義務付け、その結果を業務運営の改善指導に活用します。なお、第三者評価機関との契約は区が行います。

（３）労働環境モニタリングの実施及び賃金給付状況シートの提出

区は、公の施設として利用者の安全・安心の確保をはじめ、区民・利用者サービス維持・向上の観点から、指定期間の2年目と7年目に社会保険労務士による労働環境モニタリングを実施します。社会保険労務士との契約は区が行います。

また、施設で勤務する職員（業務の一部を第三者へ再委託をする場合に施設で勤務する職員も含む。）に支給される賃金について、最低賃金水準額を満たしているか確認をするため、職種ごとに最も低額の賃金の支給を受けている職員に関する賃金状況給付シートの提出が必要となります。

（４）監査の実施

ア 地方自治法第199条第7項の規定により、区長又は監査委員が必要と認めるときは、指定管理者が行う管理業務に係る出納関連の事務について、監査を行うことがあります。

イ 港区では、公正性、透明性をより一層確保するため、平成13年度から外部監査人（公認会計士や弁護士等）による包括外部監査を実施しています。公の施設の管理に関する業務に関し、包括外部監査の対象となる場合があります。

7 指定の取消し等

（１）改善勧告・改善報告

区は、モニタリング等を通じて、必要に応じて業務改善等を指導しますが、指定管理者が当該指導に従わない場合や業務の改善が図られない場合は、地方自治法第244条の2第10項の規定に基づき、直ちに改善措置を講じるよう勧告することができます。勧告がなされた場合、指定管理者は直ちに改善措置を講じ、結果を区に報告する必要があります。

（２）指定の取消しと業務の停止

区は、指定の取消しと業務の停止については、港区立特別養護老人ホーム条例第

11条、港区立高齢者在宅サービスセンター条例第14条、港区立地域包括支援センター条例11条及び港区立ケアハウス条例第21条に定めており、次のいずれかに該当する場合は、指定の取消し又は業務の停止を命じることがあります。その結果、区に損害・損失又は新たに区が負担することとなる費用が生じたときは、指定管理者がその賠償の責めを負う場合があります。また、当該指定の取消し等が命じられた場合において、指定管理者に損害が生じて、区はその賠償の責めを負いません。

ア 指定管理者がⅢの1の(1)に該当しなくなったとき

イ 本業務の遂行に際し、不正行為があったとき。

ウ 区に対し虚偽の報告をし、又は正当な理由なく報告等を拒んだとき。

エ 指定管理者が区との協定の内容を履行せず、又はこれらに違反したとき。

オ 区が行う施設への調査に応じず、又は虚偽の報告をし、若しくは調査を妨げたとき。

カ 調査の結果に基づく区の改善指示に、正当な理由なく従わないとき。

キ 応募書類の内容に虚偽があることが判明したとき。

ク 違法行為や非行行為に関与するなど、当該指定管理者に管理業務を行わせておくことが、社会通念上不相当と判断されるとき。

ケ その他指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になったとき。

コ 指定管理者から協定解除の申出があり、その理由を合理的なものと認めたとき。

サ 不可抗力の事由により、業務の継続が困難になったとき。

(3) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 事業の継続が困難となり、指定が取り消される場合でも、次の指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるよう、適切な引継ぎを行わなければなりません。

イ 不可抗力等、指定管理者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合は、管理継続の可否について協議することとします。

問合せ先

〒105-8511

港区芝公園一丁目5番25号

港区保健福祉支援部高齢者支援課高齢者施設係 担当：五十嵐・佐竹

TEL：03-3578-2448

メールアドレス：minato22@city.minato.tokyo.jp

港区立特別養護老人ホーム港南の郷等における指定管理者及び応募事業者数について

No.	指定期間	指定管理者名	応募事業者数
1	平成18年4月1日～平成23年3月31日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会	4
2	平成23年4月1日～平成28年3月31日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会	2
3	平成28年4月1日～令和4年3月31日※	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会	3
4	令和4年4月1日～令和9年3月31日	社会福祉法人恩賜財団済生会支部東京都済生会	1

※ 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、指定期間を1年延長